

- 令和5年度 -

新温泉町予算説明書



但馬牧場公園山頂「愛夢鞦韆(アイムブランコ)」

まちを知る
考える 参画する

私たちの新温泉町

----- 目 次 -----

1 豊かな資源を生かして産業を育てるまち	・・・ 4	5 自然と調和して心地よく暮らせるまち	・・・ 33
①農林畜水産業の振興 ②商工業の振興 ③観光業の振興 ④地域産業の振興 ⑤起業・雇用対策の推進		①自然環境の保全 ②生活環境の充実 ③循環型社会の形成 ④高度情報化の推進 ⑤安心な消費生活の推進 ⑥温泉配湯の利活用	
2 ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち	・・・ 13	6 住民と行政が夢をふくらませるまち	・・・ 39
①子育て支援の充実 ②教育の充実 ③青少年の健全育成 ④生涯学習の推進 ⑤スポーツの振興 ⑥歴史・文化・芸術の振興		①参画と協働の推進 ②人権・平和の尊重 ③行財政改革の推進 ④広域連携・交流の強化 ⑤情報発信の強化	
3 みんなで支えあう絆のあるまち	・・・ 23	※資料	
①健康づくりの推進 ②医療環境の充実 ③地域福祉力の向上 ④高齢者福祉の充実 ⑤障がい者福祉の充実		まちの台所事情	・・・ 42
4 安全で住みやすい環境の整ったまち	・・・ 28		
①消防・防災の推進 ②道路網の整備 ③交通・移動手段の充実 ④交通安全・防犯対策の充実 ⑤上下水道の整備 ⑥市街地の整備			

1 予算概要

(1) 一般会計

令和5年度予算は、長期化するコロナ禍において住民が安心して暮らせるよう住民目線の施策を展開しながら、第2次新温泉町総合計画に基づき、更なる事業の深化を図ります。特に、地域の宝である、子どもに対する政策を重点的に展開し、将来的に人が地域に根付き、さらなる地域の活力の確保につなげていく好循環を生み出し、本町が将来にわたり持続的に発展を続けていくまちづくりを推進します。

(2) 特別会計

国民健康保険事業特別会計では、公立浜坂病院での人間ドック助成事業等を行います。

浜坂地区残土処分場事業特別会計は、浜坂道路Ⅱ期事業などの公共事業等の促進を図るため、和泉谷残土処分場において残土の受入を継続します。

(3) 公営企業会計

公営企業会計は、民間の企業と同様に独立採算が原則であることを念頭に、収支計画・事業計画に基づいた経営を行わなければなりません。

費用対効果を考慮しつつ、水道事業会計は浜坂道路関連居組浄水場移設工事等を行います。下水道事業会計はストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ設備の修繕・改善等を実施します。公立浜坂病院事業会計では、医療機器更新・施設改修を行い、利用者に対するサービス向上を図ります。

2 一般会計

(1) 歳入概要

①町税

令和5年度は、前年度の決算見込み、コロナ禍からの社会経済活動の回復等を勘案し、個人町民税は、個人所得の増加を見込み、前年度比1,177万円増（2.6%増）、法人町民税は、前年度比305万円増（6.2%増）を見込みました。固定資産税は、時点修正による減収を見込み、前年度比1,703万円減（2.8%減）を見込みました。また、入湯税は、社会経済活動の回復に伴う観光需要の増加により、観光客入込数が徐々に回復することを見込み、前年度比340万円増（15.4%増）を見込みました。これらの結果、町税総額は12億6,544万円、前年度比225万円増（0.2%増）を見込みました。

②地方交付税

国の地方財政計画では、地方交付税の総額は18兆3,611億円、前年比3,073億円増（+1.7%）となり、5年連続の増額となっています。本町の普通交付税は、地方財政計画に基づく地方交付税の増、臨時財政対策債発行可能額減少に伴う普通交付税の増、マイナンバーカード利活用特別分が新たに加わる「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」が引き続き措置されること等を見込み、44億1,000万円、前年度比1億1,000万円増（2.6%増）を見込みました。

③町債

町債の残高及び後年度償還負担に留意しながら過疎債及び合併特例債など後年度に交付税算入のある町に負担の少ない有利な起債の発行に配慮しました。

(2) 歳出概要

①一般行政経費

歳入と歳出のバランスを図り、経費節減に努め、物価高騰に伴う施設維持管理経費、デジタル化推進に係る経費等を見込み、一般行政経費の総額は、81億2,387万円（前年度比2億1,107万円減、2.5%減）となりました。

②投資的経費

町の総合計画、過疎計画、財政計画など既存計画に基づき、計画的に事業実施しています。

補助事業は、用排水路整備事業、道路施設等長寿命化事業を実施します。

県営負担金事業は、前地区ほ場整備事業、浜坂踏切拡幅事業、公共街路・県単独街路事業（浜坂駅港湾線）、急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

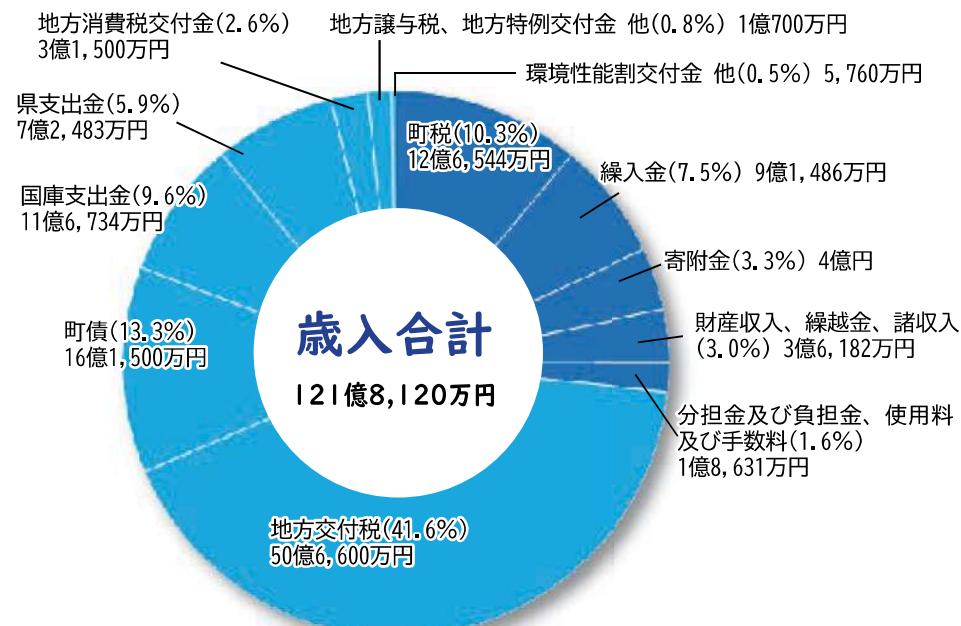
単独事業は、ケーブルテレビ施設整備事業、道の駅整備事業、観光施設等整備事業、町道改良事業、河川改良事業等を実施します。

災害復旧事業は、町道久谷桃観線災害復旧事業を実施します。

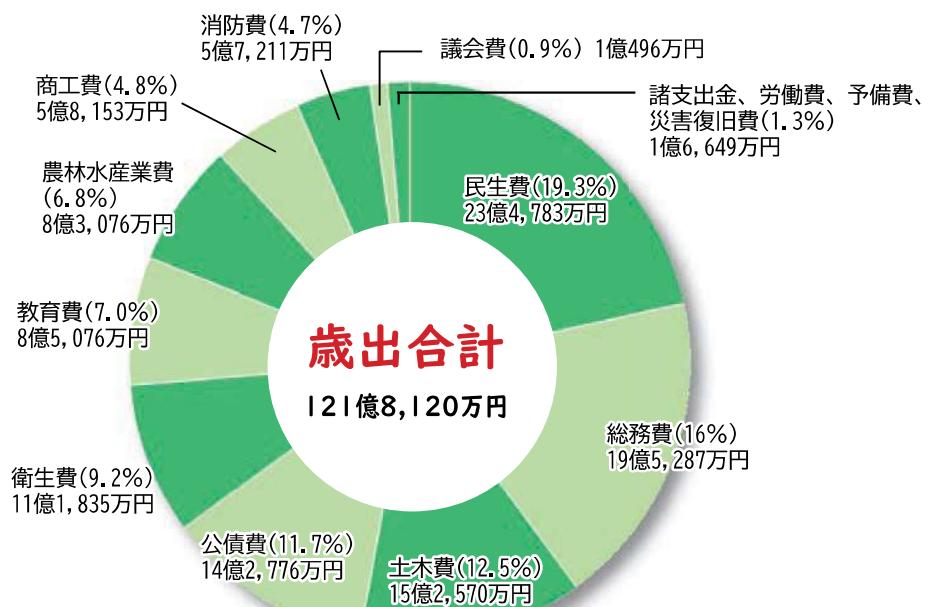
投資的経費の総額は、21億8,240万円（前年度比12億7,180万円増、139.7%増）となりました。

令和5年度予算概要

一般会計（歳 入）



一般会計（歳出・目的別）



1. 豊かな資源を生かして産業を育てるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額
(1)農林畜水産業の振興	<p>款 6 項 1 目 3 農業振興費 所管 農林水産課</p> <p>(継続) 新規就農者確保事業</p> <p>次世代の農業を担うことを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付します。</p> <p>* 対象：49歳以下 年間最大150万円交付</p> <p>款 6 項 1 目 3 農業振興費 所管 農林水産課</p> <p>(継続) 中山間地域等直接支払事業(第5期:R2～R6)</p> <p>担い手育成による農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地発生を防止し、農地の多面的機能の保全を図ります。</p> <p>中山間地域等と平地地域との生産条件の不利を補正します。</p> <p>* 交付金：国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>* (通常) 19集落 A=357.52ha</p> <p>* (8割) 8集落 A= 48.63ha</p> <p>款 6 項 1 目 3 農業振興費 所管 農林水産課</p> <p>(継続) 環境保全型農業直接支払事業</p> <p>地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的な費用を支援します。</p> <p>* 支援対象者：①農業者の組織する団体 ②一定条件を満たす農業者等</p> <p>* 支援対象取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. ①化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組 2. ①とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組 3. ①と炭素貯留効果の高い堆肥の施用を組み合わせた取組 4. 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組） <p>* 取組助成金額：上限14,000円/10a</p> <p>* 交付金負担割合：国2/4 県1/4 町1/4</p>	6,000
		84,035
		2,143
		2,574
		1,000

(1)農林畜水産業の振興	款 6 項 1 目 4 畜産業費	所管 農林水産課	6,700
(継続) 畜産振興(優良牛確保)事業			
全国和牛の改良用素牛供給地として、良質な但馬牛生産の安定化を図り、育種基地として優良牛の確保に努めます。			
斡旋会導入 25万円か斡旋価格の1/4のいずれか少ない額／頭 市場購入 25万円か落札金額の1/4のいずれか少ない額／頭 自家保留 5万円／頭 波系導入加算 5万円／頭加算 *斡旋会 3頭、市場導入・自家保留44頭 計47頭 *波系加算 4頭			
款 6 項 1 目 4 畜産業費	所管 農林水産課	3,400	
(継続) 但馬牛生産基盤強化整備事業			
肉用牛生産施設第3団地において、牛舎の整備に合わせて、牛舎内の作業の省力化と効率化、また堆肥の有効活用のため、作業用機械等を導入します。 *マニュアスプレッダー 他			
款 6 項 1 目 7 土地改良費	所管 農林水産課	3,638	
(継続) 前地区ほ場整備事業			
前・石橋地内において、担い手への農地の集積集約化を加速させるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、県営土地改良事業により区画整理を行います。 *実施地区：前地区 *区域面積：14.0ha *整備内容：区画整理、農道整備、用排水路整備、暗渠排水 *事業期間：R 4～R 8 *概算総事業費：4.9億円 *負担率：国62.5% 県27.5% 町10% 地元0%			
款 6 項 1 目 7 土地改良費	所管 農林水産課	23,000	
(新規) 用排水路整備事業			
田井・指杭・清富地区の耕地内にある老朽化している用排水路を整備します。 *実施地区：田井・指杭・清富地区 *実施内容：水路整備L=442m 事業費23,000千円 *負担率：国55% 県14% 町21% 地元10%			
款 6 項 2 目 2 林業振興費	所管 農林水産課	46,091	
(継続) 林道施設維持管理事業			
森林の適正な管理と効率的かつ安定的な林業経営を推進するため、林業施設（林道等）の維持管理を行います。また、施設の長寿命化対策として林道橋の保全事業を実施します。 *実施地区：中辻肥前畑線 他 道路維持工事 小瀬線橋梁補修工事			

(1)農林畜水産業の振興	款 6 項 2 目 2 林業振興費	所管 農林水産課	95,305
(継続) 有害鳥獣防除事業			
野生鳥獣による農作物等の被害を防除・軽減し、捕獲により加害獣を減らすため、兵庫県猟友会新温泉支部会員と地区捕獲員により編成される有害鳥獣捕獲班に対し捕獲を委託し、捕獲頭数の拡大を図ります。また、有害獣捕獲檻、侵入防止柵の導入、捕獲班員の確保対策等を実施します。			
○有害鳥獣捕獲事業			
【有害鳥獣捕獲事業】（事業委託）			
*銃器・わな・捕獲柵による捕獲			
【鳥獣対策サポーター派遣支援事業】（業務委託）			
*鳥獣被害の知識・技術を有する民間事業者に被害集落の獣害対策指導を委託			
【有害鳥獣捕獲班確保対策事業】			
*射撃技術維持向上、免許更新費用を助成			
【新規免許取得者確保対策事業】			
*わな獵免許、第1種銃獵免許及び銃所持許可取得に係る講習会、免許試験受験料等を助成			
【野生鳥獣侵入防止柵整備事業】			
*電気柵、ワイヤーメッシュ柵導入を助成			
【シカ等捕獲拡大対策事業】			
*捕獲具（くくり罠）の導入費用助成			
○鳥獣処理施設運営及び搬入促進事業			
【鳥獣処理施設運営事業】			
*有害な野生鳥獣として捕獲した個体を地域資源として活用するため、個体の解体・処理・加工を行う施設を運営			
【処理加工施設搬入促進対策事業】			
*処理加工施設への個体の搬入が減少する狩猟期間において搬入に係る費用を助成			
(継続) 地籍調査事業			
林道整備等公共事業の円滑な事業推進、災害復旧時の円滑な作業対応、住民間や官民間の境界に関する問題の解消、土地取引の円滑化、課税の適正化等を図るため、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施します。			
*実施地区：浜坂、三尾、正法庵、竹田、鐘尾			
*補助率：町営75%（国50% 県25% 町25%）			
県営100%（国50% 県50%）			
*換算実施面積：町営 0.57km ² 県営 0.01km ²			

(1)農林畜水産業の振興	款 6 項 3 目 2 水産業振興費 (拡充) 水産振興事業	所管 農林水産課	22,372
	<p>漁業を取り巻く厳しい状況を改善するため、漁業者への支援を行うとともに、水産物の流通販売の活性化に取り組みます。</p> <p>また、水産資源の維持及び増大並びに持続的利用を図るため、種苗放流事業に対して支援の拡充を行います。</p> <p>【漁船保険等加入推進事業】 漁業振興と漁業経営基盤の安定を図るため、漁船保険料の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 補助率：20%（船外機及び沿岸漁船155隻、底曳網漁船4隻） * 補助率：5%（底曳網漁船9隻） 新船建造5年以内は20% <p>【漁獲共済加入推進事業】 厳しく変動する漁業情勢の中で、中小漁業者の漁業再生産阻害の防止と経営基盤の安定を図るため、損失補償制度に係る保険料の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大型船 : 13隻 * 沿岸一本釣り等 : 25隻 * 補助率 : 組合助成経費の1/2以内 <p>【魚貝類等増殖事業】（拡充） 水産資源の維持及び増大並びに持続的利用と水産物の安定的な供給を図ります。また、令和5年度では定着しやすいを魚種を中心に放流数を増やし、沿岸漁業への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> * アワビ等中間育成種苗導入事業 * 補助率：事業費の1/2以内（1/3以内から改正） <p>【水産等活性化事業（地域水産物販売）】 <ul style="list-style-type: none"> * 松葉ガニタグ製作 * プロトン冷凍した各水産物の流通販売促進 * 都市部を中心とした販路拡大（関西・中四国） <p>【漁船建造資金利子補給事業】 漁業者の負担を軽減するため、漁船を建造した漁業者に対して近代化資金の借り入れに伴う利子の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 補助率：借入金の5/1000以内（上限：500千円） <p>【豊かな海づくり資金事業】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、豊かな海づくり資金を借り入れた漁業者等に対し、貸付利率の無利子化を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 負担割合：県2/3 町1/3 <p>【漁業用資材価格高騰対策漁業者支援事業】（新規） 高騰する漁業用資材のうち、水揚時に使用する発泡スチロール製の魚箱に対し、新規購入費用の一部を助成します。</p> </p>		
	款 6 項 3 目 2 水産業振興費 (継続) 水産振興事業《内水面漁業振興事業》	所管 農林水産課	1,575
	<p>水産資源の維持及び増大並びに持続的利用を図るため、アユ・サケ・ウナギ等の稚魚放流事業等に対して助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 補助率：事業費の1/2以内 		
	款 6 項 3 目 4 漁港建設費 (継続) 釜屋北防波堤改修事業	所管 農林水産課	50,000
	<p>近年大型化する台風や爆弾低気圧により漁港に打ち寄せる高波から被害防止を図るため、改良工事を実施します。</p> <p>令和5年度は、実施設計及び改良工事を行います。</p>		

(2)商工業の振興	款 7 項 1 目 2 商工振興費	所管 商工観光課	5,000	
	(新規) キャッシュレス決済導入促進事業			
	<p>地域のデジタル化推進によるキャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築するため、キャッシュレス決済機器等の導入を行う事業者の経費の一部を助成します。</p> <p>*対象者：①町内に事業所を有する事業者 ②消費者と対面で金銭の授受を行う事業者 ③町税を滞納していない事業者</p> <p>*助成金額：対象事業費の2/3（1事業所につき上限10万円）</p>			
(3)観光業の振興	款 7 項 1 目 2 商工振興費	所管 商工観光課	104,000	
	(継続) 中小企業対策			
	<p>【中小企業融資利子補給金】 金融情勢の変化による中小企業の負担を軽減するため、町融資等の借り入れに伴う利子の一部を助成します。</p> <p>【新型コロナウイルス対策融資支援事業】 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化している事業者の経営安定支援のため、兵庫県の新型コロナウイルス対応に要する融資制度を利用する事業者に信用保証料の補助及び利子補給を行います。</p> <p>【中小企業振興資金融資預託金】 町内の中小企業の資金確保の円滑化のため、預託を実施します。</p>			
(3)観光業の振興	款 6 項 1 目 8 牧場公園費	所管 牧場公園課	8,500	
	(新規) 但馬牧場公園山頂展望台トイレ等改修事業			
	<p>但馬牧場公園内の山頂展望台に設置されている老朽化の著しいトイレ等を改修することで、より快適な利用環境を整備し、来訪者の増加を図ります。</p>			
(3)観光業の振興	款 7 項 1 目 3 観光費	所管 農林水産課	6,644	
	(新規) 但馬牧場公園スキー場リフト長寿命化対策事業			
	<p>梯湯村温泉愛宕山観光から無償譲渡を受けた牧場公園スキー場のリフトは、令和5年度からの指定管理による運行の実施にあたり老朽化対応として大規模改修が必要であり、併せて、小雪対策のムービングベルト整備と夜間照明のLED化により施設の長寿命化を図ります。</p>			
(3)観光業の振興	款 7 項 1 目 3 観光費	所管 商工観光課	6,626	
	(拡充) 観光キャンペーン事業			
<p>ウィズコロナの政策による行動制限の緩和で人の動きが活発になり始める中、観光等による来訪者の増加を図るため、観光協会と連携して関西を中心とした観光キャンペーン事業を展開し、観光客誘致を推進します。</p> <p>令和5年度は、兵庫デスティネーションキャンペーン、大阪・関西万博等へ向けたPRを積極的に行い、地域の活性化及び魅力発信を図ります。</p>				

(3)観光業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 広域観光PR事業</p> <p>麒麟のまち圏域1市6町による地域連携DMO「一般社団法人麒麟のまち観光局」の活動を推進するとともに、北近畿広域観光連盟等の広域団体との連携を強化し、広域での観光PR事業を推進します。また、インバウンドプロモーション事業やファムトリップ事業等の実施により、インバウンド誘致を官民協働で推進し、国内だけでなく、海外からの来訪者の増加を図ります。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	5,921
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 観光協会補助金</p> <p>観光産業の振興のため、浜坂及び湯村温泉観光協会に補助金を交付し、各種イベント（カニ祭り、手形設置事業等）や誘客事業等を支援します。また、相互の連携を図るため、新温泉町観光振興協議会の活動を推進します。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	24,216
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>リフレッシュ館管理運営事業</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(新規) リフレッシュ館設備改修事業</p> <p>リフレッシュ館の持続可能な運営を進めるため、経年劣化等により不具合が発生している設備等の改修を行い、利用環境の充実及び利用者の増加を図ります。</p> <p>令和5年度は、健康風呂脱衣室ロッカーと混浴露天風呂酒樽風呂の整備を実施します。</p>	款	7	項	1	目	7	リフレッシュ館管理運営事業	所管	商工観光課	34,540
款	7	項	1	目	7	リフレッシュ館管理運営事業	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>5</td><td>文化財保護費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 日本遺産地域活性化事業</p> <p>日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」「麒麟獅子舞」の構成文化財を生かした観光産業の充実を図ります。</p> <p>また、当町の知名度の向上と国内外からの交流人口の拡大を図り、地域の活性化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *情報発信、ガイドマップの作成、案内看板の設置 巡回展の開催、講演会、探訪ウォークの開催 麒麟獅子舞の公開 *北前船寄港地・廻船問屋家屋調査 	款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	生涯教育課	2,205
款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	生涯教育課			

(4) 地域産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td></tr> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td></tr> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td></tr> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>牧場公園費</td></tr> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>2</td><td>水産業振興費</td></tr> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td></tr> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>5</td><td>文化財保護費</td></tr> </table>	款	2	項	1	目	5	企画費	款	2	項	1	目	5	企画費	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	款	6	項	1	目	8	牧場公園費	款	6	項	3	目	2	水産業振興費	款	7	項	1	目	2	商工振興費	款	7	項	1	目	3	観光費	款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	企画課	103,500
款	2	項	1	目	5	企画費																																																						
款	2	項	1	目	5	企画費																																																						
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費																																																						
款	6	項	1	目	8	牧場公園費																																																						
款	6	項	3	目	2	水産業振興費																																																						
款	7	項	1	目	2	商工振興費																																																						
款	7	項	1	目	3	観光費																																																						
款	10	項	4	目	5	文化財保護費																																																						
所管	企画課・おんせん天国室																																																											
所管	商工観光課																																																											
所管	牧場公園課																																																											
所管	農林水産課																																																											
所管	商工観光課																																																											
所管	商工観光課																																																											
所管	生涯教育課																																																											

(拡充) 地域おこし協力隊事業

【企画課】

- ・地域づくり活動に取り組む地域に対して、特産品開発や農作業、生活支援等の地域活動を支援することで、過疎化、少子高齢化が進む地域の維持・活性化を図ります。 [地域振興担当 1名]
- ・特色ある温泉活用や体験プログラムを創出しながら、その取組を広く町内外へ発信し、「おんせん天国」としての認知度の向上を図ります。 [温泉振興(温泉活用)担当 1名]
- ・おんせん天国カフェ運営による地域振興を図ります。 [温泉振興(店舗運営)担当 7名]

【商工観光課】

- ・外国語による情報発信を積極的に行い、外国人との交流や相談支援、観光客の誘致を図ります。 [国際交流推進担当 1名]
- ・まちの魅力ある資源や地域の課題を都市のワーカーへつなぎ、ワーケーションの推進及び関係人口の拡大を図ります。 [ワーケーション推進担当 1名]
- ・道の駅を拠点として、生産者と協力した特産品の開発や販売促進、PR活動等を進めるとともに、観光やイベント等の情報発信を行うことにより、地域活性化を図ります。 [道の駅活性化担当 3名]
- ・地域住民や関係団体等と協力・連携しながら、町の魅力をPRし、移住定住の促進と関係人口の拡大を図ります。 [移住定住促進担当 2名]
- ・地域との交流等により、地域が望む持続可能な店舗づくりを行ってことで、商店街の活性化及び魅力向上を図ります。 [商店街活性化担当 2名]
- ・地域資源を活用した交流・体験プログラムの開発、PR活動や情報発信などを行い、地域活性化を図ります。 [観光振興支援担当 1名]

【農林水産課】

- ・都市部を中心とした水産物販売先の情報収集や販路拡大活動を通じて、本町で水揚げされる水産物のPR活動とブランド化の推進を図ります。 [水産振興担当 1名]

【牧場公園課】

- ・但馬牛の飼育・管理技術の習得、但馬牛の生産振興等を通して地域と密接な関係を築くとともに、新温泉町と但馬牛の幅広いPRを行うことで、地域の活性化及び魅力発信を図ります。 [但馬牛生産振興担当 1名]
- ・農産物加工体験の改善・拡充により観光資源としての魅力を高めることで、但馬牧場公園の利用促進を強化し、地域の活性化及び交流の推進を図ります。 [牧場公園活性化担当 1名]

【生涯教育課】

- ・新温泉町の多種多様な歴史や文化を広く発信するとともに、文化財の活用による地域の活性化及び魅力発信を図ります。 [文化財活用推進担当 1名]

(4)地域産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td><td>所管</td><td>総務課</td></tr> </table> <p>(拡充) ふるさと納税お礼品事業</p> <p>地域産業の活性化・自主財源確保を目指し、ふるさと納税を推進します。所管課を商工観光課に統一し、体制を強化するとともに、職員自ら寄付者と接する機会を増やし、そのニーズ把握に努めます。併せて、新たな地場産品の積極的な掘り起こし、町内で使える電子ポイントの返礼品を追加するなど、品ぞろえと寄附機会の増大を図ります。</p>	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	総務課	216,659
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	総務課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(拡充) 道の駅運営事業</p> <p>道の駅「山陰海岸ジオパーク浜坂の郷」について、指定管理者□により施設の管理運営を行います。</p> <p>また、町の地域振興の拠点として、観光情報発信、地域の特産品のPR及び販売、出荷者の育成・研修等を行うとともに、ふるさと納税の返礼品の拡充に努めます。</p> <p>令和5年度は、道の駅の駐車場拡張のため用地を取得し、浜坂道路Ⅱ期工事の進捗に併せて駐車場拡張工事を進めます。</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課		
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
(5)起業・雇用対策の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 地域おこし協力隊起業支援事業</p> <p>地域おこし協力隊員等が町内で起業する際の経費の一部を補助し、町内への定住促進と地域の活性化を図ります。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	5,000
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) ワーケーション推進事業</p> <p>コロナ禍によりテレワークが進み、働き方が大きく変化する中で、町内のコワーキングスペースなどを拠点に地域資源の活用など新たなビジネス開拓に積極的な企業やワーカーを誘致し、関係人口の増大や地域の担い手確保を図り、地域コミュニティの活性化に繋げます。</p>	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課		
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>5</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>労働諸費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金事業</p> <p>町内企業への就職者数を増やし、若年者の定住促進を図るため40歳未満の移住者又は新規学卒者で、転入又は卒業後1年以内に町内に事業所を有する企業に就職した方に対して新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金を支給します。</p> <p>* 支付金額：10万円（2か年に分割して支給） • 就職後1年経過後に支給（2年目も同様） • 住所要件あり</p>	款	5	項	1	目	1	労働諸費	所管	商工観光課	800	
款	5	項	1	目	1	労働諸費	所管	商工観光課			

(5)起業・雇用対策の推進	款:7 項:1 目:2 商工振興費	所管:商工観光課	8,074
(継続) 起業支援事業			
<p>町内で新たに起業される方の負担軽減を図るため、初期投資費用等の一部を助成し、起業の促進につなげます。</p> <p>また、起業支援アドバイザーを配置し、町内での起業を志す方に対して、起業に必要な知識の習得や会社設立に係る手続き等の様々な手続きを円滑に進められるように支援します。</p> <p>*助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①起業に関する費用の1/2（上限50万円） ※転入者については上限100万円 ②商工会に加盟した方で空き店舗を活用した場合は 賃料の1/2（上限月額3万円）を2年間助成 <p>*条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人又は起業法人 ②現在の業種と異なる業種の事業を開始する個人又は法人 ③町外の事業者で、町内に事業所を設置し、事業を開始する個人又は法人 			
款:7 項:1 目:2 商工振興費			
(継続) 移住支援事業			
<p>一定の要件を満たす東京圏からの移住者に対して、移住支援金を支給し、町内への移住及び就業の促進を図ります。</p> <p>【支給要件】</p> <p>直近10年間のうち、通算5年以上（さらに住所を移す直前1年以上）東京23区又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区に通勤していた方で、移住支援金対象求人に就職された方、又は対象となる企業支援事業の交付決定を受けた方等</p> <p>*移住支援金 世帯：100万円（18歳未満の子1人につき最大30万円を加算） 単身：60万円</p>			
款:7 項:1 目:2 商工振興費			
(継続) 企業立地奨励事業			
<p>町内への新たな企業立地又は既存企業の増設に伴う事業拡大等により、雇用の拡大及び地域の活性化を図る企業に助成します。</p> <p>*内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税納付額の助成（5年間） ②町内在住者の雇用に対する助成 ※一人当たり20万円 上限年間600万円（5年間） <p>*条件</p> <p>新規：投下固定資産額 3,000万円以上 常用従業員 5人以上</p> <p>増設：投下固定資産額 2,000万円以上 常用従業員 3人以上</p>			

2. ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額																		
(1)子育て支援の充実	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">企画費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">企画課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 婚活推進事業</p> <p>少子化の要因となる晩婚化・未婚化対策として、社会全体で結婚を応援するため、未婚男女へ出会いの場を提供する団体等を支援するとともに、広域的に婚活事業の推進を図ります。</p> <p>令和5年度は、婚活の推進による婚活イベントを実施し、町民同士の交流機会を提供します。</p> <p>* 補助対象事業：結婚活動支援事業 * 婚活イベント実施業務（新規）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">戸籍住民基本台帳費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 新生児出生祝品事業</p> <p>赤ちゃんの出生をお祝いするとともに、健やかな成長を願って出生届を提出した際に、1人5万円分の町内で利用できる商品券を贈呈します。</p> <p>* 対象者：新温泉町に住民登録がある方のみ ※出生届が提出された際、窓口等で贈呈。商品券発行、利用可能店舗の登録、商品券換金等の業務については、商工会へ委託</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	款	2	項	3	目	1	戸籍住民基本台帳費	所管	町民安全課	1,243
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課												
款	2	項	3	目	1	戸籍住民基本台帳費	所管	町民安全課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">福祉医療費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 乳幼児等医療扶助費支給事業</p> <p>子どもの保健対策を充実させ、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの保健医療に係る医療費を助成し、福祉の向上を図ります。</p> <p>* 対象者：0歳～18歳（高校修了まで） ※高校生については所得制限あり * 助成金額：入院・通院に係る医療費（健康保険自己負担分）</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	4,737									
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">福祉医療費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 未熟児養育医療扶助費支給事業</p> <p>病院に入院し、養育医療を受ける必要のある未熟児に対して、入院治療に係る医療費を助成します。</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	44,811									
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">福祉医療費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(母子家庭医療費等)</p> <p>県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。</p> <p>* 母子家庭等医療費、寡婦医療費の助成</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	543									
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">児童福祉総務費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ運営)</p> <p>保護者が就労等により昼間家にいない小学校の児童に対し、放課後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。</p> <p>各小学校から町内2カ所の児童クラブへの移送サービスを継続して実施します。</p>	款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	こども教育課	3,712									
款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	こども教育課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">児童福祉総務費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">こども教育課</td> </tr> </table>	款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	こども教育課	16,568									
款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	こども教育課												

(1)子育て支援の充実	款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費	所管 こども教育課	1,860
	(継続) 保育料軽減事業	子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを行うため、市町村民税所得割額が基準額未満で、国の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けていない家庭に対して、保育料が5,000円を超える場合、保育料を助成します。	
	款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費	所管 こども教育課	
	(継続) 子育て支援センター運営事業	子育て中の親同士が出会い、共感したり情報交換しながら、子どもと一緒に育ち合う場を提供し、子育てに追われているお母さん等への「あったか子育て」を応援します。	
	款 3 項 2 目 2 児童措置費	所管 健康福祉課	6,487
	(継続) 児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給します。 *対象：中学校修了までの児童 *支給手当月額（1人当たり） ○3歳未満（一律）：15,000円 ○3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）：10,000円 ○ " (第3子以降) : 15,000円 ○中学校修了前（一律）： 10,000円 ○所得上限限度額未満（特例給付）：5,000円	
	款 3 項 2 目 3 認定こども園費	所管 こども教育課	
	(継続) 認定こども園運営事業	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、地域での子育て支援を総合的に提供する認定こども園において、A L Tを活用した英語教育の実施や職員の資質向上を図るなど、より充実した教育・保育の一体的推進を図ります。	

(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 不妊治療(生殖補助医療)費助成事業</p> <p>不妊治療を受ける夫婦に対して治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>不妊治療が保険適用となったため、保険診療として行う生殖補助医療(体外受精、顕微授精及び男性不妊治療)を対象として助成します。</p> <p>*対象者：治療開始日の妻の年齢が43歳未満である夫婦 *助成金額：以前の凍結胚により胚移植 10万円 (1回あたり) 状態の良い卵が得られず中止 10万円 上記以外の生殖補助医療 15万円 男性不妊治療 10万円</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	5,000
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 不妊治療ペア検査費助成事業</p> <p>不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊症の検査を行う夫婦に対し、当該検査に要する費用の一部を助成します。</p> <p>*対象者：妻の年齢が43歳未満である夫婦 *助成金額：夫婦で受けた医療保険適用外の不妊症の検査 夫婦1組につき助成対象経費の7/10（1回限り）</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	1,200	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 不育症治療費助成事業</p> <p>不育症治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、2回以上の流産・死産等の既往歴がある方で、不育症と診断された方を対象に、不育症検査・治療費用の一部助成を行います。</p> <p>*対象者：妻の年齢が43歳未満であり、医師に不育症と診断されている夫婦 *助成金額：不育症検査 検査費用の7/10 不育症治療 治療費用の1/2 ※1年に1回限り（通算回数制限なし）</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	100	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(拡充) 妊婦・産婦健康診査費助成事業</p> <p>妊娠がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために、妊娠健康診査費用を助成します。</p> <p>令和5年度からは、産後うつ等の予防を図るため、産後2週間と産後1か月程度の出産まもない時期の産婦を対象に産婦健康診査2回分の費用の一部を助成します。</p> <p>【妊娠健康診査費助成】 *対象者：妊娠期の定期健診を受診した妊娠 *助成金額：健診費用 回数、金額上限なし</p> <p>【産婦健康診査費助成】 *対象者：出産後8週間以内の産婦 *助成金額：健診1回上限5千円を2回分</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	7,700	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			

(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(拡充) 母子保健事業</p> <p>健診や相談・訪問事業を通して、子どもの健やかな発育発達を促し、育児支援を行うとともに、困り感のある子どもに対して、認定こども園、学校や専門機関等と連携を図りながら、きめ細やかな支援を行います。</p> <p>令和5年度から新たに、難聴の早期発見、早期療育を目的に、新生児の聴覚検査費用の助成を行います。また、育児不安に寄り添い、適切な時期に専門相談や療育へつなげていけるよう育児支援の教室を開催します。</p> <p>【新生児聴覚検査費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者 *助成金額：新生児1人につき1回限り上限1万円 	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	4,177
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
(継続) 出産・子育て応援交付金事業	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援交付金を支給する経済的支援を一体的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：令和4年4月以降の出産 *交付金額：10万円（妊娠届出時 5万円） (出生届出時 5万円) 	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	7,098
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
(継続) 子育て世代包括支援事業	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠期から出産・子育て期にわたる育児に関する相談等に対応した事業を行います。</p> <p>また、町独自の事業として実施している産前・産後における家族の支援を目的とした産後ケア事業、紙おむつ等の購入費の助成を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。</p> <p>【紙おむつ等購入費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象期間：生後4か月から満1歳までの毎月 *助成方法：5,000円の紙おむつ等購入券を交付 	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	5,236
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
(継続) 結婚新生活支援事業	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>町内における定住及び町内への転入を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図るため、婚姻に伴う新生活に要する住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用又は引っ越し費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象世帯：夫婦双方又は一方の婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が500万円未満で、令和5年度は、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻した世帯 *補助上限額：夫婦共に29歳以下の場合 60万円 上記以外の場合 30万円 	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	2,400
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(新規) 地域と協働した部活動推進事業</p> <p>少子化により部活動の維持が難しくなっている状況にあることから、社会体育関係団体など地域との連携を図り、部活動の持続可能な環境を整えます。</p> <p>*学校部活動あり方検討委員会の設置</p>	款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課	140								
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) GIGAスクール運営支援センター設置事業</p> <p>GIGAスクール構想により急速に進む学校でのICT化に対応するため運営支援センターを設置し、学校の人的体制をサポートします。</p> <p>*学校訪問による授業支援、研修会開催</p>	款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課	4,378									
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(新規) スクールバス購入事業</p> <p>老朽化が進む路線バス兼用スクールバスの適切な車両管理を図るとともに、町民や児童・生徒の移動手段を確保するため、車両を更新します。</p>	款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課	16,482									
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(拡充) 県立浜坂高等学校支援事業</p> <p>町内で唯一の高等学校である県立浜坂高等学校において、町の将来を担う人材を育成するため、学力向上の取組や地域貢献、就業体験事業などの地域の教育力を活用した特色ある取組に対して支援を行います。</p> <p>引き続き、支援員を配置するとともに、令和5年度は、中高連携方針検討委員会を設置し、町内にある2つの中学校との連携の在り方について検討し、浜坂高校の魅力づくり向上に努めます。</p>	款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課	款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課	1,957
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課											
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 適応指導教室開設事業</p> <p>不登校児童生徒の増加とその態様の多様化に対応するため、児童・生徒一人一人の社会的自立や登校につなげられるよう、居場所づくり、学習保障の場をつくるとともに、児童生徒やその保護者を支援します。</p> <p>*開設場所：浜坂子育て支援センター *開設日時：月曜日～金曜日（午前9時～午後3時）</p>	款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課	3,816									
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 学校図書館司書配置事業</p> <p>学校内において図書室を中心に読書環境を整備するとともに、□授業での図書の活用などを通じて児童・生徒が読書に慣れ親しむ習慣を醸成するため、図書館司書を配置します。</p> <p>*配置方法：2校を指定校とし、図書館司書1名を配置</p>	款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課	794									
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課											

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 小・中学校外国語指導助手(ALT)配置事業 グローバル化の進展の中、町の将来を担う人材を育成するため小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。 *浜坂北小学校 1人 温泉小学校 1人 *浜坂中学校 1人 夢が丘中学校 1人</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	16,536
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 環境体験・自然学校推進事業 【環境体験事業：小学校3年生】 自然体験活動を通して、自然の大切さ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を醸成します。 *対象：6小学校（7クラス） 【自然学校推進事業：小学校5年生】 学びの場を教室から豊かな自然の中へと移し、人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めることで、心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図ります。 *対象：6小学校（6クラス） 77名（4泊5日）</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	2,620										
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(新規) コミュニケーション能力育成事業 グローバル化等、急速に変化する時代に対応する人材を育成するため、小学校2年生を対象とした演劇的手法を用いたコミュニケーション教育ワークショップを実施し、「自制心」「協働性」「自己効力感」などの「非認知的能力」の育成を図りながら、多様な他者とともに未来を切り拓く力を育みます。</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	700										
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(拡充) 学校運営協議会事業 学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化するなか、学校と地域が連携・協働して、子どもたちの成長を支えていくため、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、計画的に学校運営協議会を設置します。 令和5年度は、町内の全小・中学校に学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールに移行することから、学校毎にアンケートを行い、住民の意識調査を実施します。 *学校運営協議会設置状況 令和3年度：照来小学校、浜坂南小学校 令和4年度：浜坂東小学校、浜坂西小学校 令和5年度：浜坂北小学校、温泉小学校 浜坂中学校、夢が丘中学校</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	1,392										
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 特別支援指導補助員配置事業 特別支援学級に児童・生徒が複数在籍する学校への支援として町単独で特別支援指導補助員を配置し、一人ひとりの実態に即した効果的な指導を行い、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を図ります。 *配置人員：小学校10名 中学校4名</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	31,095
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) スクールアシスタント配置事業</p> <p>注意力を維持することが困難であったり、多動性や衝動性を抱えたりするなど支援が必要な児童・生徒が複数在籍する学校へ、町単独でスクールアシスタントを小・中学校に配置し、一人ひとりの実態に即した効果的な指導を行い、課題解決を図ります。</p> <p>*配置人員：小学校9名 中学校5名</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	30,912
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) スクール・サポート・スタッフ配置事業</p> <p>各小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、新型コロナウィルス感染症対策を行うとともに、教職員が行う業務の一部を補助し、教職員の業務の負担軽減を図ります。</p> <p>*配置人員：小学校6名 中学校2名</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	4,232	
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) スクールソーシャルワーカー配置事業</p> <p>中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉の専門家として、複雑化・多様化した児童・生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などをを行い、児童・生徒を取り巻く環境の改善を図り、不登校・問題行動等の防止を支援します。</p>	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	2,241										
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) トライやる・ウィーク推進事業</p> <p>中学校2年生が職場体験や社会体験を通じて地域に学び、ともに生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」の育成を図ります。</p> <p>*対象：2中学校（4クラス） 103名（5日間）</p>	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	1,000										
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 地域と学校の連携・協働体制推進事業</p> <p>小・中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動の充実をはじめ、個別の教育支援活動の充実、統合化・ネットワーク化を図り、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく教育活動を積極的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校支援地域本部事業 *放課後等支援活動 (浜坂少年少女音楽隊活動、子ども教室、チャレンジ教室) *土曜日の教育活動 *夢オリンピック事業 	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	4,637										
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>2</td><td>学校給食費</td><td>所管</td><td>こども教育課・学校給食センター</td></tr> </table> <p>(拡充) 学校給食費無償化事業</p> <p>安心・安全を第一に考え、学校給食センターの安定的かつ効率的な運営を図るとともに、地産地消を進め、地域と繋がるおいしい学校給食の提供と食物アレルギー対応や食育の推進に努めます。</p> <p>また、令和4年度からの半額免除に加え、令和5年度は物価高騰対策として児童・生徒の給食費を無償化し、保護者の負担を軽減することで、子育て世帯を支援します。</p> <p>※予算額は無償化等による町負担額</p>	款	10	項	5	目	2	学校給食費	所管	こども教育課・学校給食センター	43,680									
款	10	項	5	目	2	学校給食費	所管	こども教育課・学校給食センター												

(3)青少年の健全育成	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 青少年健全育成推進事業</p> <p>学校と家庭・地域が連携し、青少年の異年齢交流、異世代交流活動を実施することで、思いやりのある心豊かな創造性や積極的な社会参加の意欲を培います。</p> <p>また、地域において子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。</p> <p>* 新温泉町青少年育成町民大会、講演会、研修会 等</p>	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	1,612									
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												
(4)生涯学習の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(拡充) 青少年育成指定コミュニティスポーツ事業</p> <p>豊かな可能性を秘めた青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域・行政が連携し、地域におけるスポーツを通した青少年活動の活性化及び青少年と地域とのふれあいを深める機会として実施します。</p> <p>令和5年度は、新たにふれあいバスケットボール教室等を開催し、地域との交流を促進します。</p> <p>* ふれあいビーチサッカー教室・大会等 開催日：令和5年8月26日(土)・27日(日) * ふれあいバスケットボール教室・大会(新規) 開催日：令和5年12月2日(土)予定</p>	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	4,701									
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												
(4)生涯学習の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>4</td><td>公民館費</td><td>所管</td><td>浜坂公民館</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>4</td><td>公民館費</td><td>所管</td><td>温泉公民館</td></tr> </table> <p>(継続) 生涯学習講座開設事業</p> <p>町民が自己啓発や生活の充実と向上を目指すため、一年を通じて子どもから高齢者を対象に様々な講座を開設し、町民の生涯学習を推進します。</p> <p>また、町民のまちづくりや活動、交流の場を提供します。</p> <p>* 地区公民館講座・教室等 * 浜坂・温泉公民館 浜坂少年少女音楽隊、男子料理教室、教養学習教室等</p>	款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	浜坂公民館	款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館	4,562
款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	浜坂公民館												
款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>6</td><td>図書館費</td><td>所管</td><td>加藤文太郎記念図書館</td></tr> </table> <p>(継続) 図書館イベント事業</p> <p>町民にとって図書館をより身近な生涯学習施設として利用していただくため、各種講座や加藤文太郎顕彰事業を行います。</p> <p>また、絵本ライブ等のイベントにより、本とのふれあいを深めるとともに、読書指導リーダーの育成を図ります。</p> <p>* おはなし会、大人のおはなし会、プログラミング実習室 手づくり講座、本の読み聞かせ講座、図書館まつり 図書館子ども映画会</p>	款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	530									
款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>6</td><td>図書館費</td><td>所管</td><td>加藤文太郎記念図書館</td></tr> </table> <p>(継続) 移動図書館運営事業</p> <p>移動図書館業務を一年を通して安全かつ効率的に行い、幅広い地域で図書館に出向くことが難しい園児や小・中学生、高齢者など、より多くの町民の方々へ図書資料を提供します。</p> <p>* 町内を月に8コース60ステーション巡回</p>	款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	1,302									
款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館												

(4)生涯学習の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>4</td><td>公民館費</td><td>所管</td><td>温泉公民館</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>6</td><td>図書館費</td><td>所管</td><td>加藤文太郎記念図書館</td></tr> </table>	款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館	款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	6,538
款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館												
款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館												
(継続) 図書館図書購入事業 <p>町民の多様なニーズに応えるため、幅広く新鮮な図書資料の充実を図り、一人一人にきめ細やかなサービスの提供を行い、町民により愛され親しまれる図書館づくりを進めるとともに、当館の特色である「山岳」及び「郷土」に関する資料の収集及び寄贈図書の整備にも努め、蔵書の充実を図ります。 また、温泉公民館図書室やJR浜坂駅「文ちゃん文庫」などと連携し、図書環境の充実を図ります。</p>																				
(5)スポーツの振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>1</td><td>保健体育総務費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	款	10	項	5	目	1	保健体育総務費	所管	生涯教育課	719									
款	10	項	5	目	1	保健体育総務費	所管	生涯教育課												
(新規) 第2期新温泉町スポーツ推進計画策定事業 <p>スポーツを通じて町民一人ひとりが健康で生きがいのもてる地域社会づくりに寄与できるよう、「第2期新温泉町スポーツ推進計画」を策定します。</p>																				
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>4</td><td>保健体育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	2,000									
款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課												
(継続) 麒麟獅子マラソン大会事業 <p>町民の健康増進・健脚を競うとともに、全国から多くのランナーを迎える、地域活性化及び魅力発信を図るため、第36回麒麟獅子マラソン大会を実施します。 *開催日：令和5年5月28日(日)</p>																				
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>4</td><td>保健体育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	600									
款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課												
(継続) ビーチフェスタ事業 <p>新温泉町の豊かな自然環境を活かしたビーチスポーツ事業を全国に発信し、参加者との交流による地域活性化を図るため、ビーチバレー大会やマリンスポーツ体験事業を実施します。 *開催日：令和5年8月6日(日) *開催内容：ビーチバレー大会・マリンスポーツ体験</p>																				
(6)歴史・文化・芸術の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	2,528									
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課												
(継続) 専門職大学地域連携事業 <p>芸術文化観光専門職大学との地域連携事業として、芸術文化・観光などの大学資源を活用した事業（「夢ホール運営等研修及び人材育成事業」など）や、浜坂高校生を対象としたコミュニケーションワークショップ事業に継続して取り組みます。</p>																				
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>5</td><td>文化財保護費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	生涯教育課	3,451									
款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	生涯教育課												
(継続) 新温泉町文化財保存活用地域計画策定事業 <p>日本遺産の構成文化財やその周辺地域の文化財を含め、町の文化財の総合的な保存・活用を図るため、令和3年度から3ヶ年計画で取り組んでいる「新温泉町文化財保存活用地域計画」を策定します。 *令和5年度： ○文化財保存活用地域計画策定 ○文化庁登録申請</p>																				

(6)歴史・文化・芸術の振興	款 10 項 4 目 5 文化財保護費	所管 生涯教育課	2,128
	(新規) 新温泉町文化財センター管理事業		
	令和5年2月に完成の（仮称）味原川文化伝承館を拠点に味原川地区の歴史や文化の伝承とまちづくりの推進を図るとともに、新温泉町が所蔵する文化財や美術品、また町内に所在する文化財の収蔵・保存・整理・研究・活用を図ります。		
	*文化財の所蔵・収集・調査・研究・活用		
	款 10 項 4 目 5 文化財保護費	所管 生涯教育課	402
	(継続) 文化財保護・啓発事業		
	新温泉町に所在する文化財の重要性を周知し、文化財に対する保護意識の高揚を図るため、指定文化財保存団体について、活動費の一部を補助するとともに、ふるさと文化いきいき教室事業を実施します。		
	*ふるさと文化いきいき教室事業		
	*文化財保存団体補助事業		
	款 10 項 4 目 7 先人記念館費	所管 生涯教育課	3,084
	(拡充) 「郷土の先人」顕彰事業		
	郷土の先人「前田純孝」「宇野雪村」を顕彰するとともに、老若男女の方々に短歌や書道文化に関心を持っていただき、普及を図るため、第29回「前田純孝賞」学生短歌コンクール及び第24回「宇野雪村賞」全国書道展を開催します。		
	また、書道において、共催事業として町内の小中学生を対象とした第21回「新温泉町小中学生書作品展」の作品募集とその入賞作品を展示します。		
	令和5年度から2ヶ年計画で、令和6年11月に没後100年を迎える「篠原無然」のマンガ本編集に向けて取り組みます。		
	款 10 項 5 目 5 文化体育館費	所管 温泉公民館	11,633
	(継続) 夢ホール自主事業		
	新温泉町の文化芸術の発信拠点として、子どもから大人まで楽しむことが出来るイベントを開催します。		
	また、夢ホールステージオペレータークラブを養成するとともに、夢ホールの適切な管理運営を行います。		
	【開催イベント】		
	*クラシックパーク		
	*夢ホールシネマ		
	*歌旅座コンサート		
	*サンドアートショー		
	*芸術文化観光専門職大学連携事業		

3. みんなで支えあう絆のあるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額												
(1)健康づくりの推進	<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 10 保健福祉センター費</td> <td>所管 健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(新規) 保健福祉センター設備改修事業 保健福祉センター「すこやか～に」の持続可能な運営管理を図るため、経年劣化等による不具合の発生している空調設備と蛍光管照明設備の改修を行い、快適な利用環境を整備します。 令和5年度は、改修工事に係る設計業務を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 11 後期高齢者医療費</td> <td>所管 健康福祉課</td> </tr> <tr> <td>款 4 項 1 目 1 保健衛生総務費</td> <td>所管 健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 75歳以上の高齢者に保健事業と介護予防等の事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。 * 地域の健康課題の分析・対象者の把握 * 保健師による訪問時の健康状態の把握や個別相談の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>款 4 項 1 目 2 予防費</td> <td>所管 健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 予防接種事業 感染症等の予防のため、町内医療機関や教育機関と連携を密にし、感染症や予防接種の正しい知識の普及と予防接種の接種率向上に努めます。 また、令和5年度は、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種を差し控えている間に接種機会を逃した方で、定期接種の年齢を過ぎて令和4年3月31日までに子宮頸がん予防ワクチンの任意接種を自費で受けた方に対し、費用の助成を行います。 【子宮頸がん予防ワクチン任意接種費助成】 * 対象者：積極的な勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃し、令和4年3月31日までに任意で子宮頸がん予防ワクチンを接種した者 * 助成金額：医療機関に支払った接種費用全額（上限3回分）</p> <table border="1"> <tr> <td>款 4 項 1 目 2 予防費</td> <td>所管 健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) インフルエンザ予防接種費用助成事業 子育てをする家庭への経済的負担の軽減を図ることを目的に、冬季に流行する季節性インフルエンザの感染症対策として、生後6月から高校3年生までを対象に、任意予防接種となるインフルエンザ予防接種の経費を助成します。 * 対象者：生後6月～高校3年生相当 * 助成金額：1人1回2千円（13歳未満については上限2回）</p> <table border="1"> <tr> <td>款 4 項 1 目 2 予防費</td> <td>所管 健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 感染拡大防止と重症化予防のため、初回接種や追加接種の機会を提供し、接種の推進を図ります。</p>	款 3 項 1 目 10 保健福祉センター費	所管 健康福祉課	款 3 項 1 目 11 後期高齢者医療費	所管 健康福祉課	款 4 項 1 目 1 保健衛生総務費	所管 健康福祉課	款 4 項 1 目 2 予防費	所管 健康福祉課	款 4 項 1 目 2 予防費	所管 健康福祉課	款 4 項 1 目 2 予防費	所管 健康福祉課	5,508
款 3 項 1 目 10 保健福祉センター費	所管 健康福祉課													
款 3 項 1 目 11 後期高齢者医療費	所管 健康福祉課													
款 4 項 1 目 1 保健衛生総務費	所管 健康福祉課													
款 4 項 1 目 2 予防費	所管 健康福祉課													
款 4 項 1 目 2 予防費	所管 健康福祉課													
款 4 項 1 目 2 予防費	所管 健康福祉課													
		2,366												
		42,392												
		3,193												
		54,050												

(1)健康づくりの推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) がん患者アピアランスサポート事業</p> <p>がん治療の薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除等で外見の変化を受けた方の心理的負担を減らすとともに、社会参加を応援し療養生活がより良いものになるよう、医療用ウイッグや乳房補正具の購入費用の一部を助成します。</p> <p>*対象者：がんの治療を受けた者又は現に受けている者</p> <p>*助成金額：医療用ウイッグ 5万円 乳房補正具 準正下着 1万円 (いずれか) 人工乳房 5万円</p> <p>※1人につき1区分1回限り</p>	款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	550									
款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 各種検診(健診)事業</p> <p>地域・職域等と連携し、特定基本健康診査や各種がん検診（乳がん・子宫がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん）等の受診率向上を図るとともに、継続受診勧奨及び要精査者の受診勧奨を行い生活習慣病の予防や重症化予防に努めます。</p> <p>また、引き続き39歳以下の国保加入者の健診費用を無料とし、若年層の健診受診率の向上に努めます。</p>	款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	26,219									
款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) ひきこもりサポート事業</p> <p>ひきこもりの状態にある方やその家族の支援を目的に、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを進めるため、相談事業や平日の居場所づくり事業を行います。家から出る機会を提供することで、将来的に就職へつなげられるよう支援します。</p>	款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	4,300									
款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>[国民健康保険事業特別会計（事業勘定）]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>特定健康診査等事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 人間ドック助成事業</p> <p>健康の保持増進を図るとともに、疾病を早期発見するため、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者を対象に公立浜坂病院で人間ドックを受診した場合に、費用の一部を助成します。</p> <p>*対象者：国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者</p> <p>*助成金額：人間ドックの受診費用の半額(上限2万円)</p>	款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	款	4	項	1	目	1	特定健康診査等事業費	所管	健康福祉課	600
款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課												
款	4	項	1	目	1	特定健康診査等事業費	所管	健康福祉課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>[国民健康保険事業特別会計（事業勘定）]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>保健衛生事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 健康ちゃれんじ事業</p> <p>体重測定やウォーキングなどの健康づくりに関する日々の取組に対し、健康ポイントを付与し、ポイントに応じて賞品と交換します。健康診断や健診結果についての説明会・相談会などへの参加に対してもポイントを付与します。</p>	款	4	項	2	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	款	4	項	2	目	1	保健衛生事業費	所管	健康福祉課	434
款	4	項	2	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課												
款	4	項	2	目	1	保健衛生事業費	所管	健康福祉課												

(2)医療環境の充実	<p>[公立浜坂病院事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>病院建設改良費</td></tr> </table> <p>(継続) 浜坂病院内環境整備事業</p> <p>持続可能な医療提供体制を確保するとともに、利用者へのサービスの向上を図るため、病院内の環境整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> *高圧引込設備改修 *外来診察室改修 	款	1	項	1	目	1	病院建設改良費	3,600																					
款	1	項	1	目	1	病院建設改良費																								
(3)地域福祉力の向上	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td></tr> </table> <p>(継続) 民生委員活動事業</p> <p>地域内の要援護者等の見守り、相互の連携を深め、町民の立場に立った相談・支援活動等を強化するため、民生委員児童委員協議会の活動に対して助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *委員数 53名 (浜坂地域 28名 温泉地域 25名) 	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	4,675																					
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費																								
(4)高齢者福祉の充実	<p>[公立浜坂病院事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>病院建設改良費</td></tr> </table> <p>(新規) 老人保健施設「ささゆり」施設内環境整備事業</p> <p>平成10年に建築された施設において、利用者が安心・安全に利用できるように施設内の環境整備を行います。</p> <p>令和5年度は、空調設備改修に係る設計業務を行います</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td></tr> </table> <p>(継続) 長寿・敬老祝福事業</p> <p>地域で敬老思想を高め、地域コミュニティの充実を図るため、敬老会事業に助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *最高齢者祝福、百寿、米寿、金婚夫婦のお祝い *地域敬老会開催事業補助 <table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td></tr> </table> <p>(継続) 高齢者福祉タクシー助成事業</p> <p>満75歳以上の方、満65歳以上の重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *1枚500円の助成券を交付 *年間最大24枚を交付 (追加交付対象者は最大48枚交付) (養護老人ホーム等に入所中または、自動車の運転が可能な場合を除く) <table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td></tr> </table> <p>(継続) 緊急通報システム運営事業</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等が、家庭での事故や急病等の緊急をするときに助けを求めることができる緊急通報装置を貸与し、緊急事態に陥ったとき、速やかに通報できるよう援助を行います。</p> <p>また、緊急通報業務に加え相談業務や定期的な安否確認を実施します。</p>	款	1	項	1	目	1	病院建設改良費	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	8,800 3,664 8,195 1,586
款	1	項	1	目	1	病院建設改良費																								
款	3	項	1	目	4	老人福祉費																								
款	3	項	1	目	4	老人福祉費																								
款	3	項	1	目	4	老人福祉費																								

(4)高齢者福祉の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 高齢者補聴器購入助成事業</p> <p>高齢者の聴力低下を早期に対応することで、社会参加や地域交流を促進して認知症やフレイルを予防することを目的として、聴力機能低下により日常生活に支障がある高齢者を対象に、補聴器の購入費用を助成します。</p> <p>*対象者：65歳以上で聴力身体障害者手帳を持っておらず 両耳聴力が40dB以上70dB未満の中等度難聴の者</p> <p>*助成金額：補聴器購入費に対して最大3万円を助成</p>	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課	900
款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>福祉医療費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(高齢期移行医療費)</p> <p>県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。</p> <p>*高齢期移行医療費の助成</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	25,322	
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>一般介護予防事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) いきいき百歳体操推進事業</p> <p>町民同士が介護予防に取り組み、見守り支え合うことで、高齢になっても住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活が続けられるよう、集落（地区）単位で行う「いきいき百歳体操」を推進します。また、継続して体操に参加できるよう、集落に応じた後方支援を行います。</p>	款	4	項	2	目	1	一般介護予防事業費	所管	健康福祉課	1,409	
款	4	項	2	目	1	一般介護予防事業費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>7</td><td>認知症総合支援事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 認知症総合支援事業</p> <p>認知症の方とその家族を支援する体制を強化するため、認知症初期集中支援チームを設置し、自立生活をサポートします。</p> <p>認知症の理解を深めるため、住民及び専門職を対象に認知症講演会を開催します。</p> <p>また、効果的な認知症予防の仕組みづくりを行うため、神戸大学の教授・研究者による健康づくりセミナーを開催します。</p>	款	4	項	3	目	7	認知症総合支援事業費	所管	健康福祉課	992	
款	4	項	3	目	7	認知症総合支援事業費	所管	健康福祉課			
(5)障がい者福祉の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 障がい者支援事業</p> <p>【自立支援給付】</p> <p>障害者総合支援法に基づき、障がい者が生活介護など介護の支援を受ける「介護給付」、就労継続支援など訓練等の支援を受ける「訓練等給付」による障害福祉サービスを提供します。</p> <p>その他、自立支援医療費、補装具費の給付を行います。</p> <p>【地域生活支援】</p> <p>障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を展開します。訪問入浴などのサービスや生活訓練、日常生活用具の給付等を行います。</p> <p>【地域生活支援事業（地域活動支援センター）】</p> <p>障がい者等に、通所による創作活動及び生活活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。</p> <p>また、地域活動支援センター「のぎく」等に運営費の一部を補助し、生産活動、訓練作業の支援を行います。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	482,700
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			

(5)障がい者福祉の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 手話奉仕員養成事業</p> <p>聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある方の日常生活における意思疎通の向上を図るため、必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	943
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 放課後等デイサービス事業所開設サポート事業</p> <p>出石特別支援学校みかた校に通学する児童及び生徒が同校近隣での放課後等デイサービスの利用が可能となるよう、同校近隣で放課後等デイサービス事業を実施予定の事業者（現在は日中一時支援事業を実施中）に対し、開設までの間の運営費等を香美町と共同で助成します（令和7年度開設予定）。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	3,062	
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>福祉医療費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(障がい者医療費)</p> <p>県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。</p> <p>*重度障がい者医療費、高齢重度障がい者医療費の助成</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	27,186	
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課			

4. 安全で住みやすい環境の整ったまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1)消防・防災の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 8 項 3 目 3</td> <td>砂防費</td> <td>所管 建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害から町民の生命・財産を守るため、県とともに崩壊対策事業を積極的に推進します。 【負担金】継続：6 地区</p> <table border="1"> <tr> <td>款 8 項 5 目 1</td> <td>住宅管理費</td> <td>所管 建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 耐震診断・耐震改修促進事業 建築物の地震に対する安全性の向上を図るために、町内に存する住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修工事に係る経費の一部を補助します。 *簡易耐震診断：10戸 *耐震改修補助：1戸 *簡易耐震改修補助：1戸</p> <table border="1"> <tr> <td>款 8 項 5 目 1</td> <td>住宅管理費</td> <td>所管 建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 土砂災害対策支援事業 土砂災害から居住者の生命・財産を守るため、土砂災害等の危険区域にある住宅の移転等に係る経費の一部を助成します。 *住宅等移転：1戸 *除 却：1戸</p>	款 8 項 3 目 3	砂防費	所管 建設課	款 8 項 5 目 1	住宅管理費	所管 建設課	款 8 項 5 目 1	住宅管理費	所管 建設課	8,000
款 8 項 3 目 3	砂防費	所管 建設課									
款 8 項 5 目 1	住宅管理費	所管 建設課									
款 8 項 5 目 1	住宅管理費	所管 建設課									
	<table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 1</td> <td>常備消防費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(継続) 美方広域消防本部負担金 美方郡広域事務組合に拠出し、火事や救急時等における常備消防組織を維持することで住民の安心・安全を図ります。 令和5年度は、救助工作車の整備を行います。</p>	款 9 項 1 目 1	常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室	7,543						
款 9 項 1 目 1	常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室									
	<table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 2</td> <td>非常備消防費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(新規) 消防団員処遇改善事業 消防団員確保による地域防災力の充実・強化を図るために、年額報酬の引上げや出動報酬の創設など、消防団員の処遇改善を行います。</p>	款 9 項 1 目 2	非常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室	376,936						
款 9 項 1 目 2	非常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室									
	<table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 2</td> <td>非常備消防費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(新規) 消防団員自動車運転免許取得支援事業 消防団員の確保及び団員の円滑かつ迅速な消防活動の推進を図るため、準中型自動車免許・中型自動車免許・A T限定解除を必要とする団員を対象に、その免許取得にかかる費用の一部を助成します。 *助成金額：免許取得に係る費用の2/3（上限：100,000円）</p>	款 9 項 1 目 2	非常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室	36,918						
款 9 項 1 目 2	非常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室									
	<table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 3</td> <td>消防施設費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(継続) ひょうご防災ネットの運営事業 地震、水害等の発生時にスマートフォンの機能やホームページを活用して、直接、災害情報や避難情報などの緊急情報を発信するシステムを緊急速報メールと連動させて運営します。</p>	款 9 項 1 目 3	消防施設費	所管 町民安全課・防災安全室	100						
款 9 項 1 目 3	消防施設費	所管 町民安全課・防災安全室									
		1,017									

(1)消防・防災の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>消防施設費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(新規) 防火水槽整備事業</p> <p>火災から住民の生命・財産を守るため、火災が発生した際の消防水利となる防火水槽の整備を行い、地域防災力を強化します。</p> <p>令和5年度は、春来地区に防火水槽を整備します。</p>	款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課・防災安全室	27,500								
款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課・防災安全室											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>消防施設費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 消防団車両・小型動力ポンプ更新事業</p> <p>火災から町民の生命・財産を守るため、老朽化した消防団の車両及び小型動力ポンプを更新し、設備の充実を図ります。</p> <p>* 積載車の更新：多子地区、海上地区 * 小型動力ポンプの更新：内山地区、宮脇地区</p>	款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課・防災安全室	28,127									
款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課・防災安全室											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>災害対策費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 自主防災組織活動支援事業</p> <p>災害発生時における応急活動を円滑に行うため、自主防災組織等が実施する防災・消火訓練に対し、活動交付金を交付します。</p> <p>* 1地区：1万円+参加世帯数×100円</p>	款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室	697									
款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>非常備消防費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>災害対策費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 防災用備品・備蓄品等整備事業</p> <p>災害時における被災者の生活必需品を補完するため、食料品や生活用品、資機材などの防災用備品・備蓄品の整備、充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 防災用備品・備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常食、保存水、ミルク、毛布、消毒液・除菌用品、簡易ベッド、防災テント、訓練用消火器 * 消防団用備品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機、投光器 	款	9	項	1	目	2	非常備消防費	所管	町民安全課・防災安全室	款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室	6,866
款	9	項	1	目	2	非常備消防費	所管	町民安全課・防災安全室											
款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>災害対策費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) ひょうご防災リーダー等育成支援事業</p> <p>地域防災力の向上と活性化を図るため、防災リーダー等の資格取得にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>* 助成金額：資格取得に係る費用（上限：30,000円）</p>	款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室	450									
款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室											
(2)道路網の整備	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>道路橋りょう維持費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(継続) 道路施設長寿命化事業</p> <p>町が管理する道路を安心・安全に利用していただくため、道路施設や付属物等の点検を実施し、計画的に管理・修繕を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 水門橋他4橋橋梁修繕工事 * 味原第6号橋他1橋架替工事 * 釜屋橋撤去・迂回路整備工事 * 町道歌長高山線法面修繕工事 * 知水橋他橋梁補修設計業務 * 城山・塩谷トンネル定期点検業務 	款	8	項	2	目	1	道路橋りょう維持費	所管	建設課	279,000								
款	8	項	2	目	1	道路橋りょう維持費	所管	建設課											

(2)道路網の整備	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>道路橋りょう新設改良費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(継続) 町道改良事業 町民の生活基盤である町道の整備拡充を図ります。 *工事：町道海上第一村中線道路改良工事 町道池ヶ谷線舗装改良工事 *委託：町道改良測量調査業務 *負担金：浜坂踏切拡幅事業</p>	款	8	項	2	目	2	道路橋りょう新設改良費	所管	建設課	96,750
款	8	項	2	目	2	道路橋りょう新設改良費	所管	建設課			
(3)交通・移動手段の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>11</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>公共土木施設災害復旧費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(新規) 町道久谷桃観線災害復旧事業 地すべり災害により道路及び道路構造物にひび割れ等が発生し山地崩落の危険があるため通行止めとなっている町道久谷桃観線（旧国道178号：平成30年度に兵庫県より移管）において、災害復旧工事に着手し、早期の復旧を目指します。</p>	款	11	項	2	目	1	公共土木施設災害復旧費	所管	建設課	702,080
款	11	項	2	目	1	公共土木施設災害復旧費	所管	建設課			
(3)交通・移動手段の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 航空機利用助成金事業 但馬空港の利用促進を図るため、町民等が但馬～大阪間の航空機を利用する際の航空運賃を助成するとともに、町内の小学校4年生を対象とした航空機利用による社会施設見学の旅に対して、航空運賃を助成します。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	4,226
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(拡充) JR山陰本線利用促進事業 JR山陰本線における今後の鉄道運行の持続的な確保と利便性の向上を図るため、町民の鉄道利用の増加、路線維持に対する意識の高揚を目的とする事業を実施します。 令和5年度は、特急はまかぜ利用に対する助成や職員出張時の鉄道利用をさらに促進するとともに、令和4年度に引き続き、豊岡（城崎温泉）・鳥取までの鉄道往復利用支援事業を実施します。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課		
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
(3)交通・移動手段の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 町民バス運行事業 高齢者や障害のある方、通勤・通学者など、自家用自動車での移動が困難な町民や来訪者等の移動手段を継続的に維持・確保するため、町主体の自主運行バスである町民バスを運行します。 また、浜坂高校を支援するため、引き続き、浜坂高校生徒の町民バス通学定期券の購入に係る費用を減額します。 *負担率：通常の通学定期券の1/4負担</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	148,244
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 町民タクシー運行事業 公共交通機関が運行されていない地域に居住する方の移動手段を確保し、日常生活を支援するため、町民タクシーの利用券を交付します。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課		
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			

(4)交通安全・防犯対策の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>交通安全対策事業費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>交通安全対策事業費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(継続) 交通安全対策事業</p> <p>【 町民安全課 】</p> <p>正しい交通ルールやマナーを身につけてもらうため、警察や交通安全協会と連携し、交通安全啓発活動を実施します。</p> <p>【 建設課 】</p> <p>歩行者と運転者の安全を確保するため、危険箇所へ反射鏡、ガードレールの設置、また、通学路の安全対策としてグリーンベルトを舗設するなど交通安全施設の整備を進めます。</p>	款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	町民安全課・防災安全室	款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	建設課	9,459
款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	町民安全課・防災安全室												
款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	建設課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>交通安全対策事業費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 高齢者運転免許証自主返納等支援事業</p> <p>高齢者が運転免許証を自主返納等しやすい環境を整えるため、運転経歴証明書の申請に係る費用を助成します。</p> <p>*助成金額：申請費用（上限：1,100円）</p>	款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	町民安全課・防災安全室	77										
款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	町民安全課・防災安全室												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>諸費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 防犯対策事業</p> <p>警察や防犯協会などと連携し、防犯意識の高揚に向けた啓発活動や防犯情報の提供を進めるとともに、パトロールなど地域の自主的な防犯活動を支援します。□</p> <p>また、人権推進の町として犯罪被害者の視点に立ち、犯罪被害者等へ支援金を支給します。</p>	款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室	1,782										
款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>諸費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 防犯カメラ設置補助事業</p> <p>防犯カメラの設置に係る費用の一部を助成し、地域の防犯体制の強化を図ることで、安心・安全なまちづくりを推進します。</p> <p>*助成金額：設置に係る費用の7/10（上限 140,000円）</p>	款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室	420										
款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室												
(5)上下水道の整備	<p>[水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 水道配水管布設替事業</p> <p>老朽化した配水管等を計画的に更新することで、災害への対応を図り、水道水の安定供給に努めます。</p> <p>令和5年度は、対田地内の配水管を更新します。</p>	款	1	項	1	目	2	建設改良費	所管	上下水道課	16,000									
款	1	項	1	目	2	建設改良費	所管	上下水道課												
<p>[水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>配水及び給水施設費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 浜坂駅港湾線給水管移設事業</p> <p>浜坂駅港湾線の道路改良工事に伴い、移設が必要となる水道管の移設工事を実施します。</p>	款	1	項	1	目	2	配水及び給水施設費	所管	上下水道課	13,650										
款	1	項	1	目	2	配水及び給水施設費	所管	上下水道課												
<p>[水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>配水及び給水施設費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 浜坂道路Ⅱ期工事関連居組水道浄水設備設置事業</p> <p>浜坂道路Ⅱ期工事に伴い、移設が必要となる居組浄水場設備移設工事に令和3年度から着手しており、令和5年度は、計画変更による新水源の浄水処理過程に必要な機器を追加し、工事を引き続き実施します。</p>	款	1	項	1	目	2	配水及び給水施設費	所管	上下水道課	200,000										
款	1	項	1	目	2	配水及び給水施設費	所管	上下水道課												

(5)上下水道の整備	<p>[水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>総係費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(新規) アセットマネジメント計画策定事業</p> <p>アセットマネジメント計画の策定により、効率的かつ効果的な水道施設の管理運営を行うとともに、持続的かつ安定的なサービスの提供を図ります。</p>	款	1	項	1	目	4	総係費	所管	上下水道課	11,528
款	1	項	1	目	4	総係費	所管	上下水道課			
<p>[下水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 処理場及びマンホールポンプ設備改築事業(公共・特環)</p> <p>施設の最適化・長寿命化を図り、良質な下水道サービス提供の持続性を確保するため、新温泉町ストックマネジメント計画に基づき、処理場（汚泥脱水機設備等）及びマンホールポンプ設備（ポンプ本体等）の改築（更新・長寿命化対策）を実施します。</p>	款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課		
款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課			
<p>[下水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 浜坂駅港湾線公共ます移設事業</p> <p>浜坂駅港湾線の道路改良工事に伴い、移設が必要となる公共までの移設工事に係る設計を行います。</p>	款	1	項	1	目	2	建設改良費	所管	上下水道課		
款	1	項	1	目	2	建設改良費	所管	上下水道課			
(6)市街地の整備	<p>款 8 項 4 目 1 都市計画総務費 所管 建設課</p> <p>(新規) 浜坂駅前整備検討事業</p> <p>都市計画道路浜坂駅港湾線街路事業の進捗に合わせて、浜坂駅前広場一帯の整備を行い、賑わいの創出と地域の活性化を図ります。 * 浜坂駅前整備検討及び計画策定業務</p>	2,970									
	<p>款 8 項 4 目 4 街路事業費 所管 建設課</p> <p>(継続) 街路事業(浜坂駅港湾線整備)</p> <p>都市計画道路浜坂駅港湾線の未整備区間として残っているJR浜坂駅から浜坂北小学校の南西部交差点までの区間の整備事業に県とともに取り組み、地域の活性化と歩行者の安全性の向上を図ります。</p> <p>【負担金】 * 都市計画道路浜坂駅港湾線街路事業（公共・県単）負担金</p>										

5. 自然と調和して心地よく暮らせるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1)自然環境の保全	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">款</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">目</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">農業振興費</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">所管</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 多面的機能支払事業</p> <p>【農地維持支払及び資源向上（共同）】</p> <p>農地や農業用水、ため池といった農業・農村資源を食料の安定供給、多面的機能の発揮に不可欠な「社会共通資本」と位置付け地域ぐるみの保全活動を実施するため、集落単位の農村保全活動組織と活動計画等について町と協定を結び、その実践活動に助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 取組活動組織：40 組織 * 交付単価：田 5,400円 畑 3,440円 (継続地区及び長寿命化重複地区については 資源向上（共同）は3/4単価) * 交付金負担割合：国2/4 県1/4 町1/4 <p>【資源向上（長寿命化）】</p> <p>集落を農地・農業用水等の資源保全管理活動を行う主体と位置付け、水路、農道路肩、ため池の補修や農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 取組活動組織：35 組織 * 交付単価：水田 4,400円 畑 2,000円 * 交付金負担割合：国2/4 県1/4 町1/4 	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	54,633
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">款</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">目</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">土地改良費</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">所管</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 農村地域防災減災事業</p> <p>異常気象による災害リスクが高まる中、農業の持続的な発展を促しながら、適切な長寿命化対策や防災・減災対策を実施することで、農業用施設を健全に維持し、町内の農業用ため池における被害の発生の未然防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施内容：ため池改修に係る測量・設計 * 実施地区：塩山地区（下池） * 負担率：国 100% 	款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課	7,000
款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">款</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">目</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">林業振興費</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">所管</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 森林管理100%作戦推進事業</p> <p>森林の多面的機能を高度発揮させるため、間伐が必要な人工林について公的関与を充実させ、間伐及び作業道開設を支援し、森林管理の徹底を図ります。</p>	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	7,474
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">款</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">目</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">林業振興費</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">所管</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 緊急防災林整備事業(県民縁税活用)</p> <p>急傾斜・斜面形状等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる概ね60年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に、切捨間伐実施箇所内において、間伐木を利用した土留工の設置などを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業規模：簡易土留工 10ha * 補助率：100% 	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	3,229
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			

(1)自然環境の保全	款 6 項 2 目 2 林業振興費 所管 農林水産課	26,578
	(拡充) 森林経営管理事業 森林環境譲与税を活用して、間伐や路網などの森林整備を進め森林の有する機能を高め、災害の防止や水源涵養に努めます。	
	令和5年度は、牧場公園内管理道路の法面の植生等を整備し、森林環境の保全を行うことにより、自然観察等による環境教育のできる環境学習林とスキー場リフトを使用しない山頂へのアクセス手段の整備を図ります。	
	款 6 項 3 目 3 漁港管理費 所管 農林水産課	17,210
	(継続) 海岸・漁港環境保全事業 海岸環境の景観維持、美化保全を図るため、海岸の美化清掃を行います。また、浜坂漁港内にある緑地帯等の維持管理を行い、景観の美化を図ります。	
	款 7 項 1 目 3 観光費 所管 商工観光課	
(2)生活環境の充実	(継続) 自然公園維持管理・施設管理事業 国立公園・自然公園内の環境美化活動の推進や施設の維持管理を行うとともに、上山高原一帯遊歩道等の管理・修繕や上山高原エコミュージアムとの連携による自然を活用したプログラムを実施します。	7,916
	令和5年度は、シワガラの滝遊歩道の手摺りなどを修繕し、事故防止対策を実施することで、安全性の向上を図るとともに、浜坂県民サンビーチにWi-Fi環境を整備し、新たなアウトドア需要の掘り起こしによる利用者の増加を図ります。	
	款 7 項 1 目 2 商工振興費 所管 商工観光課	
	(継続) 定住促進住宅取得助成金事業 過疎化による人口減少を抑制し、町内の若者の定住促進及び本町へのU・I・Jターンの住宅支援を図るため、町内で住宅を新築購入する、又は増改築を行う費用の一部を助成します。定住人口の確保に併せて、町内の住宅関連産業の振興を図ります。 ＊対象年齢：満45歳未満（転入者は年齢不問） ＊対象金額：[新築及び購入] 500万円超 [改修] 50万円超 ＊助成金額：費用の1/10（上限50万円） 転入者については助成額上限70万円	15,000
	(継続) 民間賃貸住宅家賃助成金事業 結婚後3年未満の夫婦（一方が40歳未満）世帯又は40歳未満の転入者に民間賃貸住宅の家賃を助成し、移住・定住の促進を図ります。 ＊助成金額：家賃から3.5万円を差し引いた額（上限月額1万円）□ ＊条件：件：婚姻又は転入後3年までの間に通算2年分補助	
	款 7 項 1 目 2 商工振興費 所管 商工観光課	

(2)生活環境の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 空き家利活用事業</p> <p>新温泉町「空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォームに係る費用の一部、家財道具処分に係る費用の一部を助成し、空き家・空き店舗を再生することで、移住定住の促進、商店街の振興を図ります。</p> <p>また、地域に存在する利活用可能な空き家の空き家バンク登録に協力する地区に交付金を交付し、地域に存在する空き家の利活用の促進を図ります。</p> <p>【空き家リフォーム助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> *助成金額：リフォーム費用の1/10（上限50万円） 家財道具処分費用の1/2（上限10万円） <p>*条 件：町内に本店等を有する業者を利用しての施工</p> <p>【空き家バンク情報登録促進交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対 象：各地区又は町内会□ *条 件：地区内に存在する利活用可能な空き家について□ 地区が自ら空き家バンク登録に向けた所有者との連絡調整を行い、当該物件が空き家バンクに登録されること <p>*交付金額：空き家バンクへの物件登録1件につき2万円□</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	3,200
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) いなか暮らし体験住宅運営事業</p> <p>新温泉町に移住を希望している方に、新温泉町での田舎暮らし□を体験してもらうため、生活拠点となる賃貸住宅を運営し、町内への定住促進を図ります。</p> <p>*月額賃料：25,000円（光熱水費別）</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	1,163
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>1</td><td>住宅管理費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(新規) 公営住宅等長寿命化計画策定事業</p> <p>老朽化の進む町営住宅及び付帯する施設のストックについて、現状を調査・分析し、計画を策定することで、今後の管理方針の明確化を図ります。</p> <p>*公営住宅等長寿命化計画策定業務</p>	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課	6,500
款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>1</td><td>住宅管理費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(継続) 空き家等対策事業</p> <p>安全・安心な生活環境を確保するため、空き家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理を推進し、倒壊等のおそれがある老朽危険空き家の除却に係る費用の一部を助成します。</p> <p>*老朽危険空き家除却助成：5戸</p>	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課	5,162
款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課			
(3)循環型社会の形成	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) エコ・コンパクトタウン推進事業</p> <p>環境にやさしいまちづくりと循環型まちづくりによる地域活性化をめざし、再生可能エネルギーの普及推進を図ります。</p> <p>*再生可能エネルギー導入促進事業補助</p> <p>*エコ・コンパクトタウン推進協議会</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	2,012
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			

(3)循環型社会の形成	款 4 項 1 目 3 環境衛生費	所管 町民安全課	2,090	
	(継続) 海岸漂着物等地域対策推進事業			
	<p>山陰海岸の景観保全や海洋プラスチックの生態系への影響、漂着物による海難事故等を防止するため、町民の方々の協力を得ながら船舶等の利用により、海岸漂着物の回収を行います。</p> <p>また、ボランティア・地域等が回収した海岸ごみの回収・処分を行い、美化意識の向上及び地域の活性化を図ります。</p>			
	款 4 項 2 目 1 清掃総務費	所管 町民安全課	1,820	
	(継続) 資源ごみ集団回収運動奨励事業			
	<p>ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、区及び各種団体等が行う資源ごみ集団回収運動に対し、資源ごみ集団回収運動奨励金を交付します。</p>			
	款 4 項 2 目 2 塵芥処理費	所管 町民安全課	46,818	
	(継続) 北但行政事務組合負担金			
	<p>北但行政事務組合（1市2町構成）が運営しているクリーンパーク北但の運営費を拠出し、自然あふれる北但地域での循環型社会の形成を推進します。</p>			
(4)高度情報化の推進	款 2 項 1 目 2 文書広報費	所管 企画課	9,149	
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		
	款 10 項 4 目 6 図書館費	所管 加藤文太郎記念図書館		
	(拡充) 新温泉町自治体DX推進事業			
	<p>デジタル技術やデータの積極的な活用により、住民の行政手続きの簡素化及び利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることで、限られた人的資源を有効活用し、行政サービスの充実を図ります。</p> <p>令和5年度は、デジタル推進に係る外部専門家の派遣受け入れや組織見直しを行うことで、集中的に自治体DXを推進します。</p> <p>また、マイナンバーカードの汎用性を活かし、図書利用カードと連携することで、図書館利用の利便性向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * S N S 自治体公式アプリシステム運用 * 地域活性化起業人（DX推進）を招聘 * 図書利用カードとマイナンバーカードの連携業務 			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		
	(継続) 公衆無線LAN設置補助金		60	
	<p>いつでも、どこでも、だれでも、必要な情報を利活用できるインターネット接続環境を整備するため、町内事業者等の公衆無線LAN設置費用の一部を助成し、ユーザー参加型の公衆無線LANネットワークの構築を目指します。</p>			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		
	(新規) ケーブルテレビジョン整備事業		235,986	
	<p>老朽化により更新が必要となっている温泉地域のCATV機器と高速通信に対応したインターネット環境の整備を民間事業者と連携して行い、持続可能なサービスの提供を図ります。</p>			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		

(4)高度情報化の推進	款 2 項 3 目 1 戸籍住民基本台帳費	所管 町民安全課	3,736
	(拡充) マイナンバーカード推進事業		
	高度情報通信技術を活用したサービスの提供に必要となるマイナンバーカードの普及促進のため、出張申請サービスや町内の郵便局との連携により取得環境を充実させ、取得による住民サービスの向上及び行政手続きの簡素化を図ります。		
(5)安心な消費生活の推進	款 7 項 1 目 8 消費者行政費	所管 地域振興課	942
	(継続) 消費者行政推進事業		
	消費者被害を未然に防止するための情報提供、啓発を行います。あわせて、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）の普及に向けて啓発を行います。 悪質商法や多重債務等の消費者問題への対応を強化するため、消費生活相談員を配置し、相談窓口の充実を図ります。		
(6)温泉配湯の利活用	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課・おんせん天国室	9,999
	(拡充) 温泉活用推進事業		
	新温泉町の観光資源である温泉を産業、観光、健康増進、食などの様々な分野に幅広く活用することで、地域活性化、魅力発信による産業・観光の振興及び本町の認知度向上を図ります。 令和5年度は、温泉を活用した健康づくり事業を実施し、町民の健康増進を図るとともに、おんせん天国「シン温泉」検定等の実施により、温泉のまちとしての認知度向上を図ります。		
	款 7 項 1 目 2 商工振興費	所管 商工観光課	191
	(継続) 温泉配湯助成金事業		
	町内の温泉を活用し、移住・定住の促進を図るため、町内で住宅の新築、購入、改修を実施し、あわせて新たに温泉の配湯を開始した方を対象に、支払った温泉使用料に対して助成を行います。 ＊対象者：新温泉町定住促進住宅取得助成金の交付を受けた方		
	款 7 項 1 目 3 観光費	所管 商工観光課	2,818
	(継続) 七釜温泉ゆーらく館改修事業		
	七釜温泉ゆーらく館の浴室等の施設改修を行い、指定管理者である七釜区と共に施設の適切な管理運営と利用促進を図ります。 令和5年度は、施設設置以来の経年劣化により、ひび割れ等が発生している浴槽の修繕を行い、快適な利用環境を整備します。		
	款 7 項 1 目 4 地熱対策費	所管 企画課・おんせん天国室	1,068
	(継続) 温泉審議会運営・地熱対策事業		
	各温泉の源泉状況を把握するとともに、温泉を有効かつ適正に利用するため温泉審議会等を通じて地熱対策を行います。 また、国民保養温泉地計画に基づき温泉入浴指導員の育成を図るとともに、各種温泉関係協議会等と連携しながら魅力ある温泉地づくりを目指します。		

(6)温泉配湯の利活用	<p>[浜坂温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>營業費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>[七釜温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>一般管理費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 温泉配湯事業</p> <p>浜坂、七釜の優れた泉質と湯量を持つ温泉を適正に管理し、全国的にも珍しい温泉配湯を安定的に行います。</p>	款	1	項	1	目	1	營業費	所管	上下水道課	款	1	項	1	目	1	一般管理費	所管	上下水道課	63,263
款	1	項	1	目	1	營業費	所管	上下水道課												
款	1	項	1	目	1	一般管理費	所管	上下水道課												
<p>[浜坂温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 温泉配湯管布設替事業</p> <p>浜坂駅港湾線の道路改良工事に合わせ、老朽化した温泉配湯管等を計画的に更新することで災害への対応を図るとともに、温泉の安定供給に努めます。</p>	款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課	40,000										
款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課												

6. 住民と行政が夢をふくらませるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1) 参画と協働の推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">企画費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) コミュニティ支援事業</p> <p>過疎化・高齢化により集落機能が低下する中、地域における暮らしを守るために、集落の枠組みを越えて広い範囲で活性化を図ります。新しい地域コミュニティ（地域運営組織）づくりの取組を推進します。</p> <p>また、地域運営組織を設立した地域（準備段階も含む）に集落支援員等を配置し、地域住民が主体となる活動を支援します。</p> <p>* 集落支援員配置：5名 (奥八田、八田、諸寄、浜坂自治区、春来)</p> <p>* 地域再生協働員配置：1名 (町全体の総括)</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	18,071
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">企画費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域振興事業</p> <p>地域コミュニティの充実を図るため、区及び町内会が行うコミュニティ施設整備や街路灯設置等の地域の取組を支援します。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	3,640
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">10</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">社会教育振興費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 二十歳のつどい実施事業</p> <p>新温泉町で生まれ育った若者が二十歳を迎えたことを町を挙げて祝福し、激励とともに、ふるさとの親しみや社会に貢献しようとする意欲を育てる契機となるよう、二十歳のつどいを開催します。</p> <p>* 開催日：令和6年1月7日（日）</p>	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	991
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課			
(2) 人権・平和の尊重	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">人権啓発推進費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">生涯教育課・人権推進室</td> </tr> </table> <p>(継続) 人権啓発推進事業</p> <p>人権啓発推進条例及び第3次人権施策推進計画に基づき、人権意識の高揚とお互いの人権が尊重され、誇りが持てるまちづくりをめざし、「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」として各種団体に協力を求め、人権学習会、街頭啓発、人権講演会などを実施し、人権啓発を推進します。</p> <p>また、第4次男女共同参画社会プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。</p>	款	3	項	1	目	2	人権啓発推進費	所管	生涯教育課・人権推進室	2,550
款	3	項	1	目	2	人権啓発推進費	所管	生涯教育課・人権推進室			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">隣保館費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">生涯教育課・人権推進室</td> </tr> </table> <p>(継続) 隣保館活動事業</p> <p>基本的人権尊重の精神に基づき、福祉の向上や人権啓発・町民交流の拠点となる開かれた隣保館として、人権学習や交流スポーツ大会、教養文化講座、近隣文化祭、各種人権相談など学習・啓発・交流事業を実施し、人権教育及び人権啓発を推進します。</p>	款	3	項	1	目	3	隣保館費	所管	生涯教育課・人権推進室	23,069
款	3	項	1	目	3	隣保館費	所管	生涯教育課・人権推進室			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">10</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">人権教育振興費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">生涯教育課・人権推進室</td> </tr> </table> <p>(継続) 人権学習事業</p> <p>人権学習にかかる課題解決と人権が尊重される社会の実現をめざし、地域の教育活動や人権に関わる文化創造活動を推進します。</p> <p>* 人権学習事業（ささゆり・ひまわり） * 新温泉町人権教育推進協議会交付金 * 人権啓発冊子（ひらり）発行事業</p>	款	10	項	4	目	3	人権教育振興費	所管	生涯教育課・人権推進室	4,016
款	10	項	4	目	3	人権教育振興費	所管	生涯教育課・人権推進室			

(3)行財政改革の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td></tr> </table> <p>(継続) 入札参加資格申請システム導入事業</p> <p>入札参加資格申請書をWEBサイトで受付することで、事業者の申請手続きに係る負担軽減を図るとともに、申請書のデータ化による保管・管理の簡素化及び申請受付業務の効率化を図ります。</p>	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	100							
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td></tr> </table> <p>(継続) 町有公用車包括管理事業</p> <p>町有公用車両のメンテナンス（法定点検等）を包括的に業者委託することで、定期点検事務の効率化を図るとともに、保有時の長期的な消耗品の交換や修理・定期点検費用等の維持管理費の削減を図ります。</p> <p>また、全序的な車両の共有により、車両の予約状況を一括管理できるほか、今後、共有化により所有車両の縮減を図ります。</p>	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課									
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課										
(4)広域連携・交流の強化	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 広域行政事業</p> <p>近隣市町との広域ネットワークの形成を強化し、交流人口の拡大、観光資源の広域的活用、生活基盤の充実など、広域的課題の解決に向けた取組を進めます。また、「但馬定住自立圏」、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の連携をさらに深め、圏域全体の一体的発展を図ります。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	8,208							
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>2</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 國際交流事業</p> <p>【商工観光課】 新温泉町国際交流協会を中心に全体が国際的環境に触れる機会を増やすため、南太平洋大学の学生の受け入れや青少年の海外研修の実施、台湾東港高級中学校と浜坂高等学校の交流を支援し、相互の訪問事業を実施します。町内に居住する外国人支援のため交流事業（会話教室等）等を実施します。 また、台湾屏東県政府と連携し、観光交流を図ります。</p> <p>【生涯教育課】 中学生の国際理解教育の促進や青少年の国際感覚を磨く機会として、オンライン等を活用しニュージーランドの姉妹校と青少年交流を行います。</p>	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課	款	10	項	3	目	2	教育振興費	所管	生涯教育課
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課										
款	10	項	3	目	2	教育振興費	所管	生涯教育課										
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 地域交流事業</p> <p>いなか体験協議会を中心として、自然体験活動を行う団体や小・中学校などの受け入れに係る体験プログラムを作成してプロモーション等を行い、誘致活動に引き続き取り組みます。</p>	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課	1,291							
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>牧場公園費</td><td>所管</td><td>牧場公園課</td></tr> </table> <p>(継続) 但馬牧場公園管理運営事業</p> <p>但馬牛の振興とあわせて、四季折々の豊かな自然、但馬牛をはじめとする動物とのふれあい、農産物加工体験などさまざまなコンテンツを要する牧場公園の多面的な機能を生かし、都市と農村との交流促進・地域の活性化を図ります。 また、老朽化施設等の修繕や博物館を活用し、但馬牛のPR促進など、更なる公園の魅力アップに取り組みます。</p>	款	6	項	1	目	8	牧場公園費	所管	牧場公園課									
款	6	項	1	目	8	牧場公園費	所管	牧場公園課										

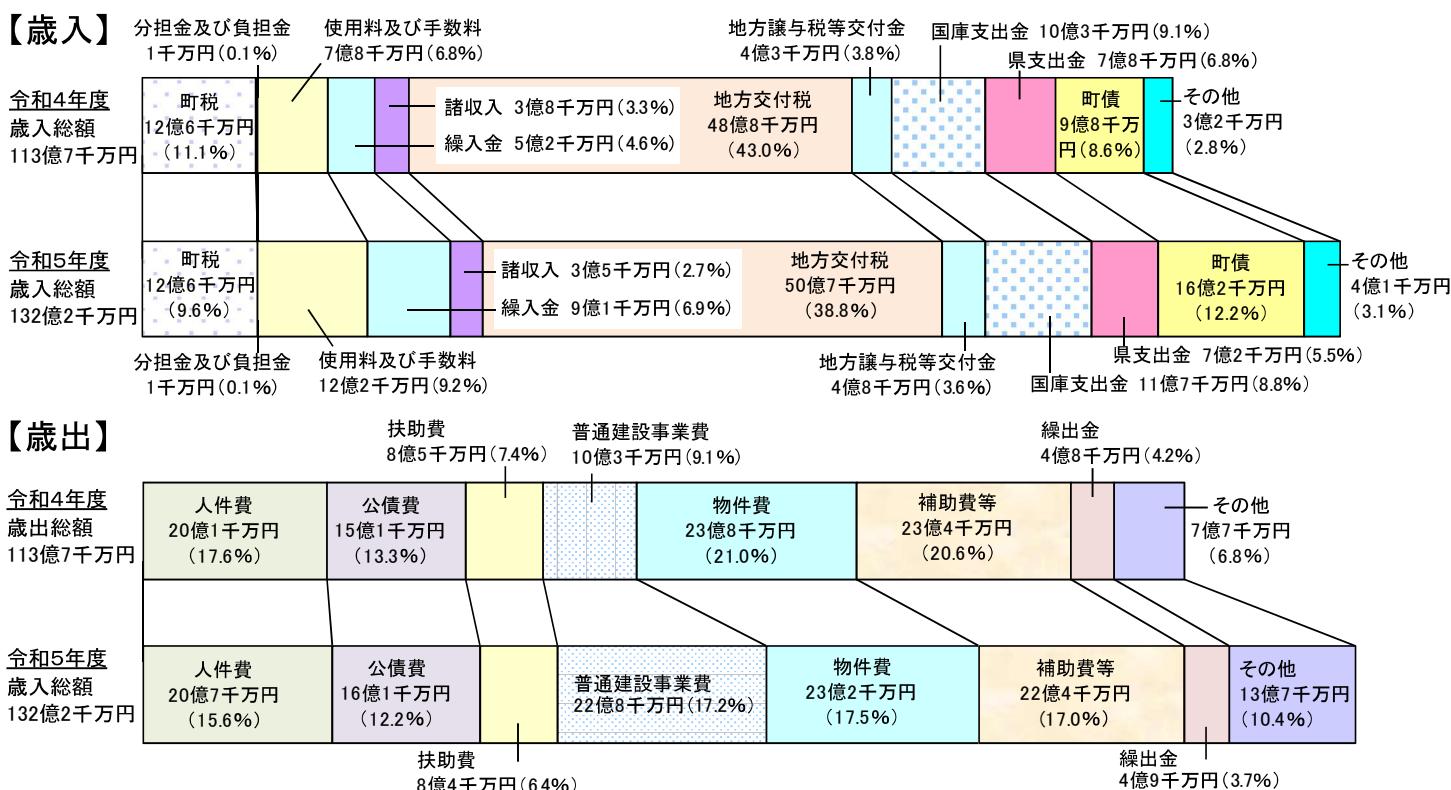
(4)広域連携・交流の強化	款 7 項 1 目 9 ジオパーク館運営費	所管 商工観光課	20,223	
	款 7 項 1 目 10 ジオパーク推進費	所管 商工観光課		
(継続) 山陰海岸ジオパーク推進事業				
<p>山陰海岸ジオパーク館を中心拠点施設として管理運営及び機能の充実を図りながら、山陰海岸ジオパークをより一層活用し、町民がまちに自信と誇りを持てるまちづくりを進めるとともに、観光振興や環境保全、教育活動、地場産業の振興を図ります。</p> <p>また、山陰海岸ジオパーク館、山陰海岸ジオパーク推進協議会町内ガイド団体等と連携を図ることで、ジオパークの魅力発信に努めます。</p>				
(5)情報発信の強化	款 2 項 1 目 2 文書広報費	所管 企画課	6,249	
	(継続) 広報活動事業			
	<p>広報しんおんせん、ホームページ、S N S、行政放送、報道機関への情報提供など各媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を行います。</p>			
	款 2 項 1 目 2 文書広報費	所管 企画課	380	
	(新規) フォトライブラリー事業			
	<p>新温泉町の美しい風景や祭りなどの風物詩の写真を素材ごとに整理したフォトライブラリーをオンライン上で管理し、メディアや希望者に活用いただくことで町の魅力発信につなげます。</p>			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課	160	
	(継続) 親善大使事業			
	<p>新温泉町出身者や新温泉町にゆかりのある方を「新温泉町親善大使」に任命し、イベントや生活のなかで新温泉町をPRしていただき、新温泉町の知名度の向上やイメージアップを図ります。</p>			
	款 2 項 1 目 9 ケーブルテレビ運営費	所管 地域振興課	15,584	
	(新規) 自主放送番組送出装置更新事業			
<p>平成26年に整備した現行のC A T V 自主放送番組送出装置は、すでに耐用年数を超過しているため、機器を更新することによりC A T V 事業民間移行後も安定した自主放送番組を提供します。</p>				

まちの台所事情

1 普通会計予算の推移 (令和4年度と令和5年度の当初予算比較)

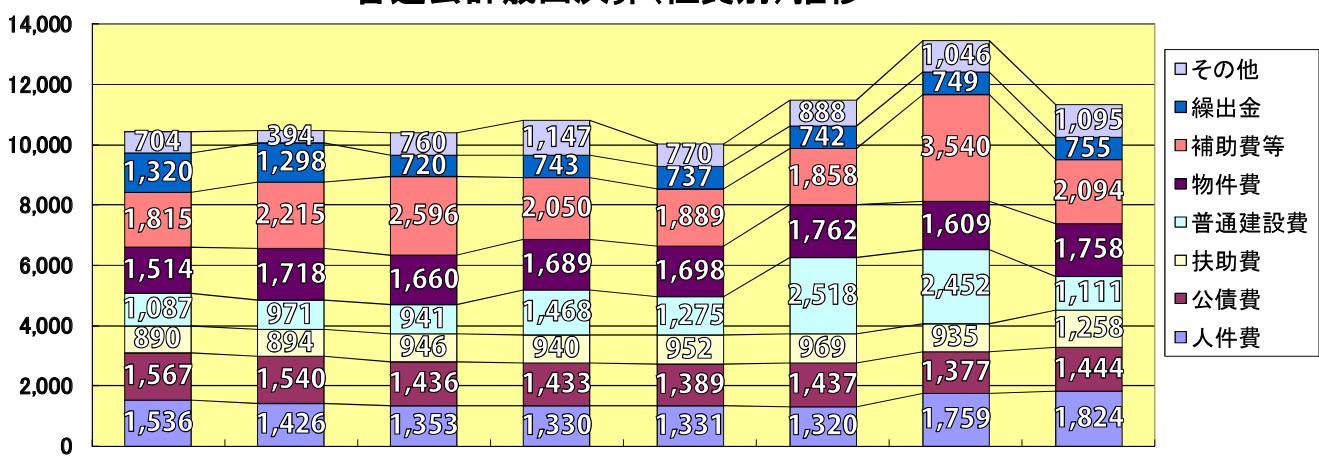
※「普通会計」とは、総務省が定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。具体的には一般会計、残土処分場事業特別会計（浜坂・温泉）をいいます。

※令和5年度予算より温泉地区残土処分場事業特別会計を廃止



百万円

普通会計歳出決算(性質別)推移



※端数処理により合計が一致しない場合があります

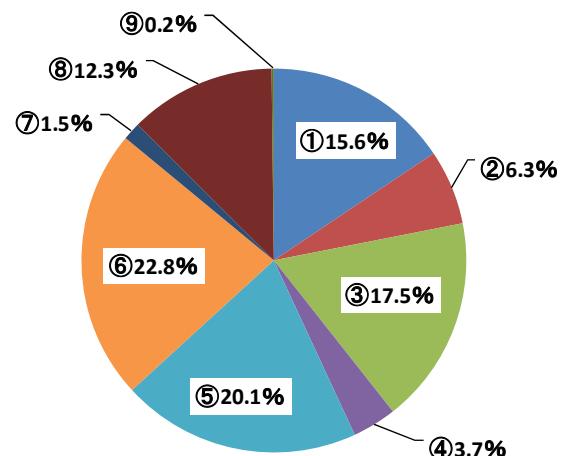
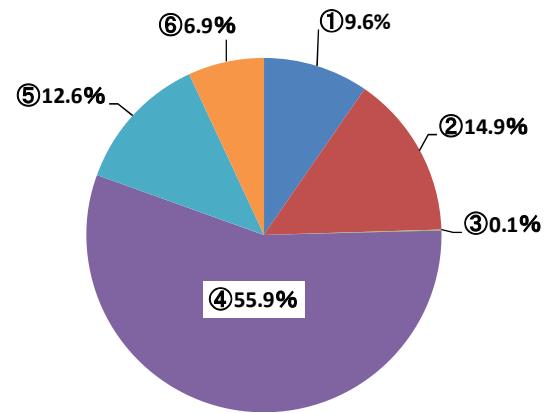
2 町の予算を家計に例えてみると…

令和5年度の新温泉町の普通会計予算 132億7千万円を、新温泉町に住んでいる人の1人あたりの家計簿に例えてみると・・・

【新温泉さんの家族】 夫婦と子ども 2人

収入	1人当たり	町予算 (年間予算)
①給料 (町税)	95,000円	12億7千万円
②貸地の賃貸料 (使用料・手数料等)	148,000円	19億8千万円
③財産の運用・売却益 (財産収入)	1,000円	1千万円
④親からの援助など (地方交付税、国・県支出金等)	556,000円	74億4千万円
⑤銀行からの借り入れ(車・住宅ローン) (町債)	121,000円	16億1千万円
⑥貯金の引き出し (繰入金)	69,000円	9億1千万円
合計	990,000円	132億2千万円

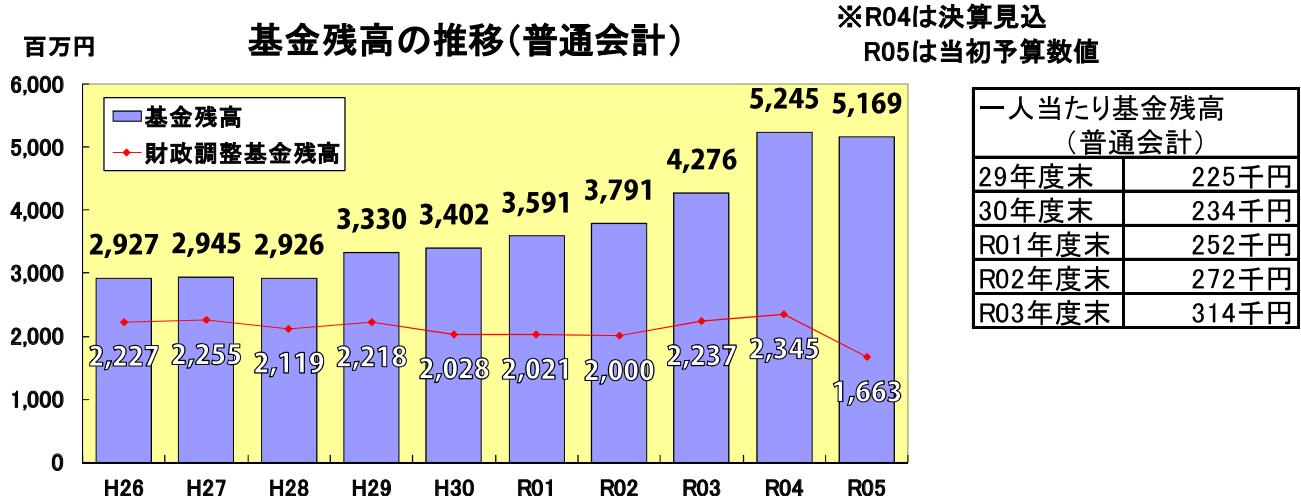
支出	1人当たり	町予算 (年間予算)
①食費 (人件費)	155,000円	20億7千万円
②医療費・教育費・保育料等 (扶助費)	63,000円	8億4千万円
③光熱水費・電話代・生活用品等 (物件費)	174,000円	23億2千万円
④子どもへの仕送り (繰出金)	37,000円	4億9千万円
⑤サークル等の会費・知人への援助 (補助費等及び出資・貸付金)	200,000円	26億7千万円
⑥自宅の増改築・車や電気製品の購入等 (普通建設事業費・維持補修費)	223,000円	29億9千万円
⑦貯金の積立て (積立金)	15,000円	2億0千万円
⑧車などのローンの返済 (公債費)	121,000円	16億1千万円
⑨その他 (予備費)	2,000円	3千万円
合計	990,000円	132億2千万円



3 貯金の状況

貯金（基金）のうち使途が限定されていない財政調整基金は、令和3年度末で約22億円となりましたが、経費節減等で決算剰余金が生じることにより、それを積み立てた結果、令和4年度末で約

23億5千万円となる見込みです。また、令和5年度予算においては財源確保のため6億8,300万円財政調整基金を活用することとなりました。



【基金残高の状況】

(単位:千円)

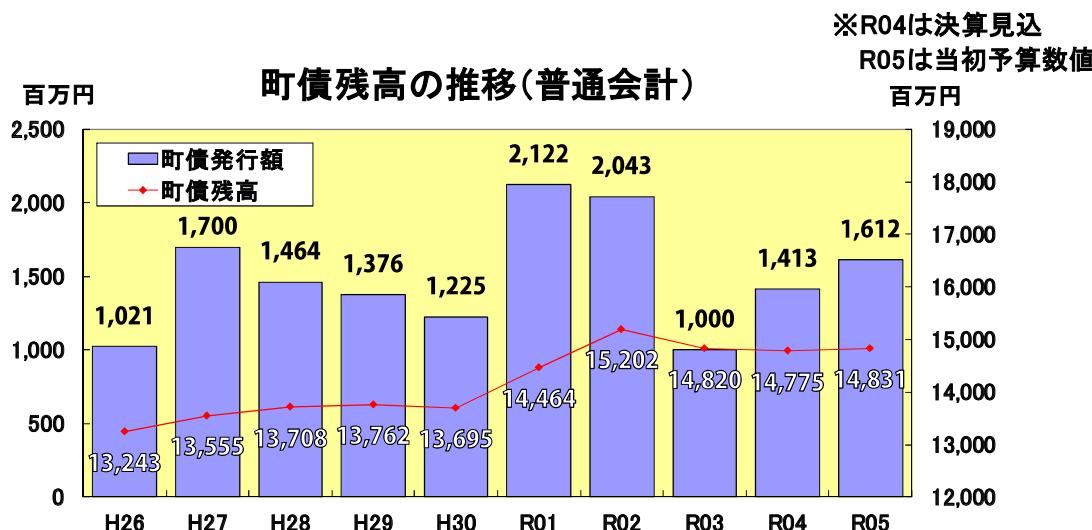
基 金 名	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高見込額 (A)	令和5年度		令和5年度末 現在高見込額 (A)+(B)-(C)
			積立予定額 (B)	取崩予定額 (C)	
① 財政調整基金	2,236,861	2,345,139	823	683,000	1,662,962
② 減債基金	571,628	778,824	223	67,000	712,047
その他の特定目的基金	ふるさと水と土対策基金	1,277	1,278	1	400
	地域福祉基金	54	54		54
	海岸環境美化基金	79	79		79
	地域振興基金	1,000,000	1,150,000		1,150,000
	十字谷残土処分場整備基金	71,259			0
	和泉谷残土処分場基金 ※～R3末:下夕山公共建設 残土処分場事業基金	33,813	605,946	637,021	1,124,966
	二日市温泉配湯事業施設整備基金	381	382	1	383
	ふるさとづくり基金	303,459	295,809	200,156	157,700
	森林環境基金	21,588	33,806	2	1,076
	交通安全対策基金	35,656	34,095	4	5,687
	コミュニティ・プラント事業基金	0	0	0	0
計 ①～③ (普通会計)	4,276,055	5,245,412	838,231	914,864	5,168,779
④ 土地開発基金 (現金のみ)	49,824	49,829	3		49,832
計 ①～④	4,325,879	5,295,241	838,234	914,864	5,218,611
⑤ 国民健康保険財政調整運用基金	290,316	236,010	44	1	236,053
⑥ 国民健康保険直営診療所基金	110	110			110
⑦ 介護保険給付費準備基金	202,508	196,484	43	19,163	177,364
⑧ 介護従事者待遇改善臨時特例基金					0
⑨ 生活排水処理事業基金					0
⑩ 七釜温泉配湯事業施設整備基金	29,234	31,818	2	1	31,819
合計 ①～⑩	4,848,047	5,759,663	838,323	934,029	5,663,957

4 借金の状況

町の借金は、令和3年度末現在で全会計合わせると約224億円（令和2年度末236億円）、町民一人当たり約164万円（同169万円）となり、普通会計の借金は約148億円（同152億円）で、町民一人当たり約109万円（同109万円）となっています。財政健全化のため、有利な財源

である合併特例債、過疎対策事業債を活用していくなど適切な管理を行います。

一人当たり町債残高 (普通会計)	
29年度末	926千円
30年度末	939千円
R01年度末	1,012千円
R02年度末	1,089千円
R03年度末	1,088千円



【町債残高の状況】 (単位:千円)

区分	令和3年度末 現在残高	令和4年度末 現在残高見込	令和5年度末 現在残高見込
一般会計	13,542,687	13,570,819	13,807,998
浜坂地区残土処分場事業特別会計	1,277,500	1,204,189	1,023,064
① 小計 (普通会計)	14,820,187	14,775,008	14,831,062
国民健康保険事業特別会計	9,963	13,229	11,785
下水道事業特別会計	3,673,841	3,413,149	3,118,512
浜坂温泉配湯事業会計	50,000	69,000	107,512
水道事業会計	2,718,356	2,582,696	2,460,328
公立浜坂病院事業会計	1,107,813	1,061,630	1,002,073
② 小計	7,559,973	7,139,704	6,700,210
①+② 合計	22,380,160	21,914,712	21,531,272

◆町債とは・・・

町債は、学校や道路、下水道などの多額の経費を要する建設事業を行うための借金であり、長期間町民に活用されるため、建設時の町民だけに負担してもらうのではなく、次の世代にも負担を求め、世代間でこれらの事業に対する負担の公平を

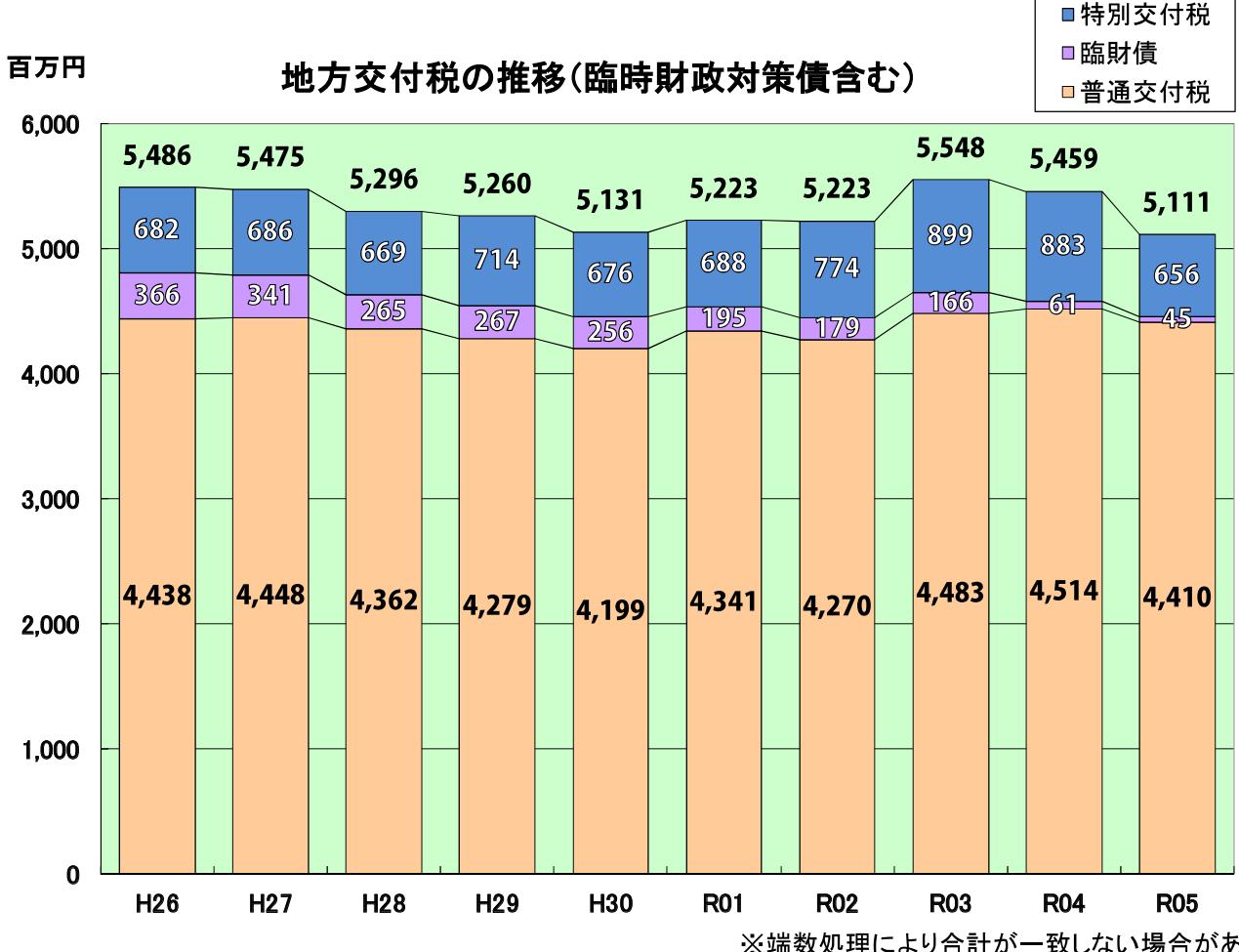
図るもので。町債を発行して事業を行いつつ、町債の中でも、償還額の一部に対して交付税が算入される有利な町債を活用していくことも大切です。ただし、財政健全化のため借金の残高を減らすことも重要です。

5 地方交付税・町税の状況

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税では、マイナンバーカード利活用特別分が新たに加わる「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」が引き続き措置されることや普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の普通交付税への振替等を勘案し、前年度から

1億1,000万円の増額を見込みます。

町税は、コロナ渦からの社会経済活動の回復や過去の実績や徴収努力等を勘案した結果、前年度比225万円増の12億6,544万円を見込みます。



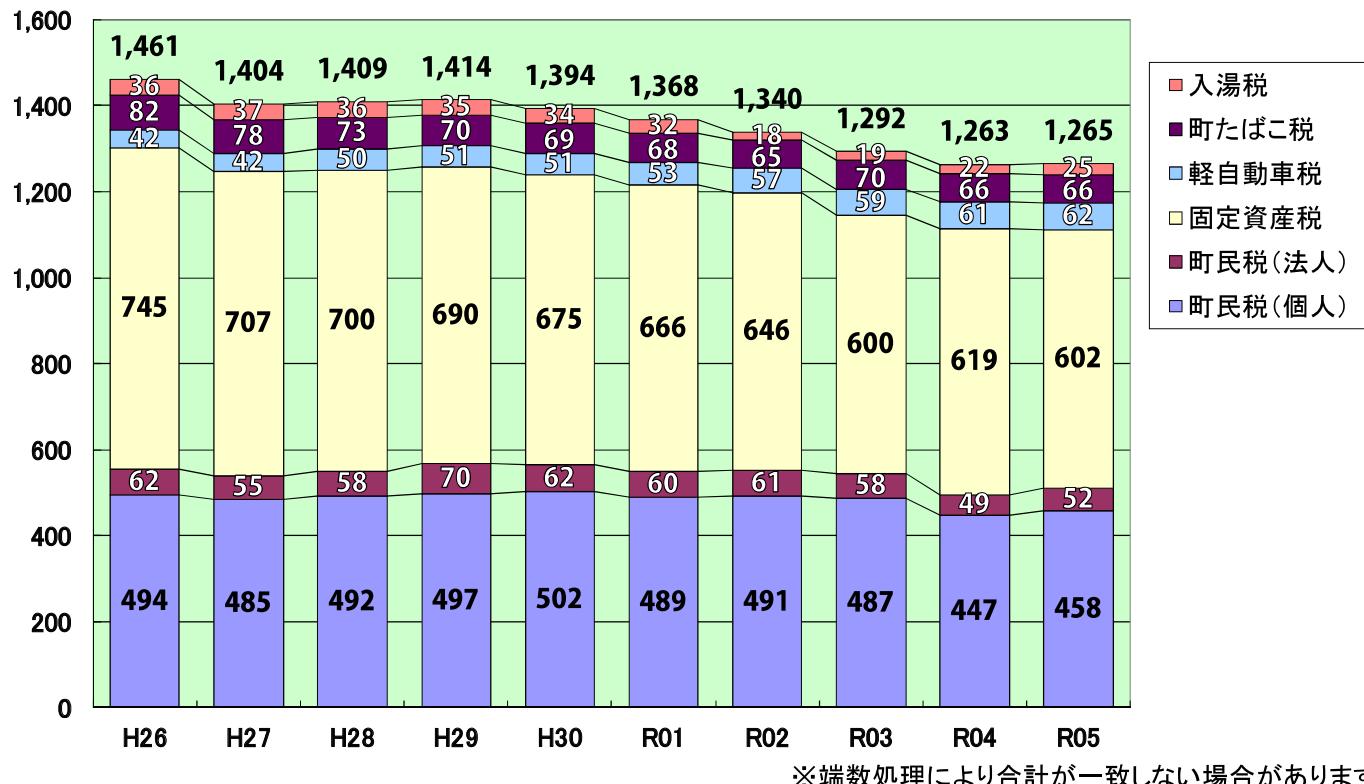
臨時財政対策債とは・・・

地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。従来は、この財源不足額を補てんするため、国が地方交付税特別会計で借り入れし、地方交付税として地方自治体に配分してきました。

平成13年から自治体自ら直接借り入れる方式に切り替えられました。これを「臨時財政対策債」といいます。

百万円

町税の推移



※端数処理により合計が一致しない場合があります

6 財政指標の状況

項目	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
経常収支比率	83.8%	85.3%	85.6%	87.3%	84.8%
実質公債費比率	10.8%	10.2%	10.6%	10.8%	11.0%
将来負担比率	76.8%	72.6%	84.6%	89.9%	65.0%
標準財政規模	6,272百万円	6,201百万円	6,283百万円	6,238百万円	6,446百万円

【用語解説】

経常収支比率	人件費（食費）、扶助費（医療費等）、公債費（借金の返済）などの義務的な経常経費に、町税（給料）や普通交付税（親からの援助）などの経常的収入がどれだけ充当されているかを示します。数値が高くなるほど財政の自由度、健全性が失われていることを示します。 ※例えば、10万円の収入のうち、Aさんは生活費など必ず必要な経費が9万円とすると、経常収支比率は9万円÷10万円=90%となります。Bさんは生活費など必ず必要な経費が7万円とすると、経常収支比率は70%となり、Bさんの方が自由に使えるお金が多いということになります。
実質公債費比率	一般会計等の普通会計に加え、上下水道、病院などの公営企業会計等（子どもへの仕送り）を加えた町全体の実質的な債務をもとに算出します。3か年の平均値が18%以上になると起債の許可が必要となり、25%以上なら起債が制限されます。
標準財政規模	地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（※）の規模を示す数値 ※一般財源とは、歳入のうち町税などのように使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる資金のことです。
将来負担比率	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、数値が高くなるほど悪化、将来的な財政運営を圧迫する可能性を示すものです。

**－令和5年度新温泉町予算説明書－
「まちを知る 考える 参画する」私たちの新温泉町**

発行 新温泉町／編集 企画課
〒 669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1
電 話 (0796) 82-3111(代)／F A X (0796)82-3054
町ホームページ <https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>

おんせん巡天国